

総務委員会会議録

平成27年6月2日(火)
(開会) 10:00
(閉会) 16:19

【 案 件 】

1. 所管事務の調査について
 - (1) 企画調整部
 - (2) 総務部
 - (3) 財務部

【 報告事項 】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について (地域連携都市政策室)
2. 工事請負変更契約について (地域連携都市政策室)
3. アメリカ合衆国サニーベール市との友好交流について (総合政策課)
4. 平成27年度身体障がい者を対象とする職員採用試験について (人事課)
5. 公用車交通事故の状況について (管財課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「所管事務の調査について」を議題といたします。

所管事務調査に係る資料については、事前に配付しておりましたので、執行部からの補足説明につきましては省略いたします。

今回の「所管事務の調査」については、総務委員会の所管する各部・課の組織及び業務の概要について確認することを主旨とするものですので、質疑の内容が、詳細にわたるものにつきましては、次回以降の委員会において、内容を限定したうえで調査要求をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。また、執行部におかれましても、本調査の主旨並びに委員の質疑の内容を確実に把握され、簡潔で的確な答弁をお願いいたします。

それでは、質疑に移ります。調査における質疑は部ごとに区切って行います。はじめに、企画調整部について質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています、1ページ、立地適正化計画等について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。まず、調査資料その1の1ページ、地域連携都市政策室所管ということですが、そのうち立地適正化計画の策定に関することについてお尋ねをします。これについては、国の都市再生特別措置法の改正に伴うものだという説明がっておりますけれども、この都市再生特別措置法を市がどのように受けとめておるか、まずお尋ねします。

○地域連携都市政策室長

この都市再生特別措置法は平成26年8月1日に改正されておまして、それで市町村がこの立地適正化計画を策定することができるというふうな改正になっております。この立地適正化計画と申しますのは、市町村が都市全体の観点から策定をいたします居住機能や福祉、医療、商工等の都市機能の立地、そして、それらをつなぐ公共交通の充実等に関する包括的なマス

タープランと言われておりまして、地方都市におきましては、現在人口減少への対応が喫緊の課題となっております中で、人口減少の中でありましても、ある程度の人口の密度を維持しながら、持続可能な都市経営を実現するために都市構造の観点から、この飯塚市の今後のまちづくりを考えようとする計画でありまして、本市にとりまして、この計画の策定に取り組んでまいりたいと考えていきます。

○川上委員

計画を作成することができるという法律なんですね。それで本市がこの策定しようという決断をするわけだけれども、その決断のポイントはどういった点でしょうか。

○地域連携都市政策室長

本市はこれまで、中心市街地活性化策を重点施策として取り組んでまいりましたけれども、今後はこの中心市街地の活性化を含みます、本市全域での地域間連携の強化によりますまちづくりへと発展させていく必要があると考えまして、それから、先ほど申しましたとおりの人口減少の中でありましても、持続可能な都市を実現するために、この計画を策定しようということを決めたところでございます。

○川上委員

本市はことし合併から10年目を迎えたんですね。それで、いま本市全域の連携と答弁されましたけど、旧自治体ごとにですね、いまの飯塚市の市政のありようについて地域的に見てもですね、必ずしも一致した評価があるわけではないわけですね。こうした中で、この立地適正化計画というのが、本当に本市全域の連携をとる流れになるのかどうかというところが問われていると思うんですけども、お尋ねしたいのは、同様の合併をしたところもありますけれども、この法改正に基づいて立地適正化計画を策定する取り組みを行っている他都市をいくつか紹介していただけますか。

○地域連携都市政策室長

先日の新聞報道では、全国の130ぐらいの自治体がこの計画に取り組むというふうな報道がなされておりましたけれども、昨年12月に国のほうから示された都市の一覧の中で福岡県内におきましては、久留米市、それから行橋市、そして最近では宗像市のほうでも取り組むというふうなお話を伺っております。また、北九州市のほうでもこれに取り組んでいくというふうにお話を伺っております。

○川上委員

県内ではそうですね。今のところ5つということになっておりますけど、全国的には3月末で175ということになっているようです。それで先ほどから聞いておりましたけど、その飯塚市としてこれを積極的に取り組んでいく視点がね、まだ定まっていないように思うんですけども、その辺、説明できますか。

○地域連携都市政策室長

この立地適正化計画におきましては、この都市計画区域の中に、居住誘導区域といたしまして、都市の居住者の居住を誘導すべき区域を今後定めてまいります。その区域におきましては、中心市街地だけではなくこれまでの各支所もございまして、そういった生活拠点となっておりますような地域におきましても、この居住誘導区域というふうなことを考えております。ですので、飯塚市内におきまして、この居住誘導区域が1カ所ということではなく、これまでの地域のあり方に基づきながらこういった区域を定めていき、なおかつまた、この区域を公共交通などのネットワークをつなぎながら、飯塚市全体の都市の発展につなげていきたいと思っておりますので、この計画の策定は、本市においては必要であるというふうに考えております。

○川上委員

私は、この計画を考えるにしてもですね、合併後丸9年、10年目を迎えた、この間の歩みをまとめる、総括をしておかなければ、先に進めないのではないかと思うんですね。もちろん

国の今の政治がゆがんだ状態であるという側面を考慮しながらということになりますけれども、そこで、これはコンサルタントに業務委託をしますか。

○地域連携都市政策室長

コンサルに業務委託をします。

○川上委員

予算はどのくらいを想定してるんですか。

○地域連携都市政策室長

プロポーザルの上限予算は1900万です。

○川上委員

それも含めてですね、市の取り組みの流れをお尋ねします。

○地域連携都市政策室長

業者選考につきましては、今月の中旬に業者選考のほうを行ってまいります。それから今年度は基本的には飯塚市の現状について把握を行ってまいりまして、今年度末までにはそちらの本日提出いたしております資料の中には示しておりますが、今年度末には立地適正化計画素案の策定まで行ってまいりたいと思っております。そして来年度におきましては、素案に対します市民の皆様方のご意見をいただきながら、来年度にはこの計画を完成してまいりたいというふうなスケジュールで進めております。

○川上委員

私はこれほどの計画をつくるのにですね、その日程では間に合わないんじゃないかというふうに思っています。国が一例ということで、この立地適正化計画の作成の流れというのを示してますね。それにはですね、かなり地域住民の方の声を反映させる、意見を反映させる手だてなどが強調されてるんですね。この流れのとおりということになれば、今の答弁のとおり日程では間に合わないのではないかと。無理すれば、住民の声が反映されないという心配をするんですけども、国の作成の流れを紹介しながら、どういうお考えかを聞かせてください。

○地域連携都市政策室長

国土交通省が示す政策の手順につきましては、細かくなってよろしいでしょうか。まず、将来人口推計、都市機能の立地、居住土地利用の現況や公共交通の利用状況、財政の見通しについて調査を行います。そのあとに現状の問題点や把握の整理を行うとともに、上位の計画や他の部局の政策等について、まず整理をいたします。その後、それらの現状の調査を行ったのちに、この立地計画策定におけるまちづくりの理念や目指すべき都市像の設定、基本方針などを策定いたしまして、その後少しお話を申し上げましたが、居住誘導区域や、それから都市機能誘導区域、それから誘導施設の案の作成を行ってまいります。それをするとともに、こういった施設を誘導するための施策や事業の検討を行ってまいりまして、計画の素案を策定することといたしております。本市におきましては、これまでの作業を今年度中に行ってまいりたいと考えております。

この素案ができましたら、来年度はそれぞれ市民の方々へのご案内やこういった形で周知をさせていただくか、その形態はまだ決めておりませんが、国の指針の中では、ワークショップなど、それから校長会など、それからアンケートなどによる住民意見の反映というふうなことが示されておまして、こういった形をとりながら、飯塚市におきましても市民の方々にこの計画に対するご意見を伺ってまいりたいと思っております。そして、市町村の都市計画審議会の意見をお聞きして、最終的には平成28年度に、この本計画をまとめてまいりたいと思っておりますが、この国の検討手順の中では、細かくはございませんけれども、本市におきましては、先ほど申し上げました市町村都市計画審議会への意見の聴取につきましては、今年度も逐次場面をいただきながら、ご案内をさせていただこうと思っております。

○川上委員

来年3月までに素案をつくって、その後に公聴会ワークショップなどによって住民意見を反映させるにしたいということのようですけれども、今聞いておりまして始める前に住民の皆さん、市民の皆さんが、いま何が起ころうとしているのかをね、全体として知っておく必要があると思うんですね。特に総合計画の見直しが始まりましたでしょう。そのほかにも重要な基本計画などが、今年度で終了したりして見直しが始まってくる。そういう意味では、飯塚市はそういう計画、文章上はですね、大転換期をいま迎えているという状況と言っても過言ではないと思いますね。それで、そういう大きな流れそのものを、市民の皆さん、住民の皆さんに先に知っておいていただかないと、素案ができましたから、はいどうぞと、意見くださいとなかなかできません。そこをね、住民が主役のまちづくりという観点で見直す必要があるのではないかというふうに思います。その点から言うとね、財政支援上の問題があるのかもしれませんが、無理なスケジュールでいくと住民の声を反映しない押し付け計画しかできないことになり兼ねないので、気をつけなければならないと思います。

それですね、既に業務委託仕様書が、明らかにされてますね。これ見ますとね、市内部の重要な会議が年3回と書いてあります。これは何のことですか。

○地域連携都市政策室長

仕様書を、公募で委託業者を選考いたしておりますので、そちらの仕様書のほうを、いま皆様お持ちでないので申し訳ございませんが、4ページのほうには協議会等開催の支援を行っていただくこととしておりまして、市内部の重要な会議、年3回と言いますのは、市のこの計画立地の策定に関する関係各課の会議参加というところで、この重要な会議、年3回というところを入れさせていただいております。

○川上委員

これは日程が決まってるんですか。

○地域連携都市政策室長

まだ具体的な日程のほうは決まっておりません。

○川上委員

おそらく市の行政の、ほとんどすべての課に関わっていくだろうと思うんですね。で、その課長クラスの幹部職員がこの流れをきちん掌握しておくということは、先ほど住民の皆さんがと言いましたけれども、同じように重要だと思うんですね。それでまだ決まってないというのはちょっといただけないと思います。何月、何月、何月ということもあるでしょうけれど、1回目が重要じゃないでしょうか。それから先ほどから、市町村都市再生協議会という言葉が出たと思います。これは年3回なんですね、どういう構成になるのかね、第1回目はいつ予定しているのか、お尋ねします。

○地域連携都市政策室長

先ほど申し上げました関係各課の課長会議におきましては、すでに1回は開催しておりますが、およそ開催の時期は目途としては決めておりますが、具体的な日程が決まってないので、先ほど決まってないというふうに申し上げました。それから、法律のほうで示す協議会の日程なんですけれども、こちらのほうにつきましても、およそ日程は決めておりますが、まだ具体的にこのような日程で動いていくかわかりませんが、今年度中に予算を策定することと現在動いておりますので、そのスケジュールでまいりますと、外部組織の委員会は11月と1月と3月ぐらいに開催できればというふうに考えております。

それから、この外部委員のメンバーにつきましては、現在検討中でございますが、まちづくりに関しまして、関係する地域の方々、それから子育て世代の方々、高齢者の方々、また福祉事業所の方々などをそういった関係者の方々に構成する委員会を考えておりますが、具体的なメンバーについてはまだ決定に至っておりません。

○川上委員

都市計画審議会が年3回となっておりますけれども、7月に1度あるように、案内があつてますけれども、他の日程は決まっていますか。

○地域連携都市政策室長

申し訳ございませんが、そのあたりの日程はまだ私どもの方で把握しておりませんが、先ほど議員のほうからおっしゃられました7月の開催につきましては、こちらのほうで確認いたしておりますので、その際には、この立地計画作成について取り組んでまいることを報告させていただく予定でございます。

○川上委員

まだ今のやり取りでは、立地適正化計画の全体像がわかりにくいかと思っておりますけれども、これのできた場合ですね、まあ、最終段階に至った場合で、この都市計画マスタープランがありますね。これとどうしてもそごが生じると、噛み合いの悪いところが生じるということがあった場合は、どういうことになりますか。

○地域連携都市政策室長

この立地適正化計画は、この都市マスタープランの一部と考えておりますが、どうしても都市マスタープランの見直しが必要になりました場合には、28年度に見直しを行っていくようなことを考えております。

○川上委員

先ほど言いましたけど、総合計画の見直し、その他重要な基本文書が検討される大きな流れの中で、この立地適正化計画が準備されて、マスタープランに噛み合わないときには、マスタープランそのものをね、変えてしまおうというくらいの重要な内容になっている訳ですね。私は、今度の国の都市再生特別措置法のそのものについて、このやり方でいいのかという疑問を持っておりますけれども、作成することができるとなっているのを決断した市の責任は大きいと思うんですね。それで、もう少し市民全体に情報も提供し、それそのものが本当に必要なのかという議論が必要じゃないかと思っております。後でわかることですが、過疎・辺地計画というのがありますけれども、10年間の歩みを見ると、本当に旧町の山付きの地域では、今までどおりの暮らしがしにくいという状況が生じているんですね。この立地適正化計画をつくらないと、そういう事態が改善できないのか、あるいは逆に、今までのその流れの中でこの流れを押すような立地適正化計画ではね、つくる意味がないということにもなるので、よく検討してもらいたいと思っております。

○委員長

続きまして、同じく1ページ、中心市街地活性化事業等について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

その2の1ページの右側から2ページ、3ページまでなんですけれども、事業主体にそれぞれ3つの事業がありますけれども、事業主体についてですね、吉原町1番地区第一種市街地再開発事業の事業主体について説明してもらえますか。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

吉原町地区第一種市街地再開発事業につきましては、吉原町1番地区再開発組合が事業主体となっております。その組合の中につきましては、6人の権利者がいらっしゃいます。西鉄さんをはじめ、個人権利者が5名が権利者ということでスタートしております。

○川上委員

西鉄の比重というか、1対1の関係ですか、それとも西鉄が権利の比重が大きいということがありますか。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

権利者としましては、組合の中で総会、理事会を開催してその議事を決定しております。そ

の意見といたしますか、票としては1権利者1票というふうな形になっておりますので、特に組合の中で比重が大きいということはありません。

○川上委員

それでは2番目のですね、ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業について、事業主体は(株)まちづくり飯塚なんですけれども、これについても同様の説明を求めます。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

ダイマル跡地事業地区につきましては、まちづくり飯塚のほうが事業主体となっております。こちらのほうにつきましては、まちづくり飯塚のほうが個人権利者100%によります、まちづくり会社を設立いたしまして、こちらの暮らし・にぎわい再生事業のほうの事業計画を提出されまして、その事業を実施されているところでございます。

○川上委員

それぞれの事業の財源はどうなっているか、わかりますか。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

まず、吉原町1番地区市街地再開発事業につきましては、国の再開発事業の補助事業を受けまして、そちらの中から補助対象事業、例えば設計委託費の調査費用、そして土地整備費、解体等の整備費、建築工事費におきましては、共同施設整備費部分が補助対象となりまして、こちらにつきまして国が3分の1、市が3分の1、県が3分の1というふうな補助割合になっております。民間の方が残りの3分の1を負担するという形になっております。

ダイマル跡地暮らし・にぎわい再生事業につきましては、こちらのほうも補助対象については同様になります。設計費、土地整備、建築工事に伴います共同施設整備費部分ということで、こちらのほうは一定条件をクリアするというふうなことから、国のほうが5分の2、市のほうが5分の2というふうな補助割合となっております。

土地区画整理事業につきましては、こちらのほうにつきましては、土地区画整備の公共施設部分にかかる部分、区画道路、そのほか共同施設の分譲マンション部分などの造成工事などに伴います設計委託、そして造成工事、区画道路の造成、補償費等がこの対象になりまして、国のほうから2分の1、市が2分の1というふうな補助対象となっております。

○川上委員

ありがとうございます。それぞれの総事業費がいくらかね、教えてもらえますか。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

吉原1番地区市街地再開発事業につきましては、総事業費といたしまして約36億3千万になっております。そしてダイマル跡地事業地区につきましては、現在約7億1600万円を見込んでおります。そして土地区画整理事業につきましては、こちらのほう、土地区画整理事業としましては19億2千万程度。そのほか隣接します都市計画道路も含めるとプラスで28億程度になっております。

○川上委員

そうすると、88億ぐらいということですか、いま出された数字を合計すると。もともと中心市街地は120億ということになってましたね。残りのこの差はどういうことになりますか。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

現在進めております中活事業全体としての事業費は104億円となっております。その中で、現在進めております3つの核事業以外に、例えばハード事業ですと、飯塚緑道の整備、市街地内の歩行者空間整備、そのほか今の土地区画整理事業区域内ですけども、子育てプラザの整備、そのうち敷地内での優良建築物等整備事業、マンション事業に対する補助事業、そういったハード事業がございます。あとはサイン整備ですね、歩行者、あるいは車両に伴うサイン整備事業、こういったハード事業とソフト事業を組み合わせながらですね、やっているというところになっております。

○川上委員

この点であと2点聞きたいんですけど、1つはこれだけの大規模なハード事業なんだけれども、市民の声はどのように聞いていますか。市民の皆さんはどのようなふうはこの事業について言っているか、どのように聞いているか、お尋ねします。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

中活事業の全体につきましては、こちらのほうの計画を立ち上げる前に、地元の市民の方の意見等、アンケートを募集しております。その後、検討委員会を市民の方、地元の方も含めまして、検討委員会を立ち上げた中で、最終的に基本計画の案をつくと。その案をつかった中で、最終的に議会等に諮りながら、こちらのほうの計画を決定しておるといふような形になっております。

○川上委員

あまり住民というか、市民の声は聞けてないですかね。この120億をかける大規模事業で、聞けてないですか。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

市民の声と言いますか、市民の声を取り込みながらこの基本計画、そして事業をつくり上げていったというふうに考えております。

○川上委員

噛み合いませんね。120億かけてね、特定の中心市街地にハード事業を展開するわけでしょう。このことについては、中心市街地にお住まいの方も、仕事で来てる方も、病院に来てる方もおられるし、あまり縁がないという方もあるでしょう。そういう市民の方がどういう期待をしているのかね、あるいはその税の使い方として、これが適切と考えておるのかね。何かそういう声を、事業が進むたびに、あるいは段階を登るたびに、絶えず住民の皆さんの声を聞きながら、これで間違いがないのかというふうにしていかなければならないと思うんですね。決めたから、最初の段階でアンケートで聞いているじゃないかと。できたらこういうことでしたということはないか、ただけないかということをお願いしたかったわけです。国のレベルでもね、何でも大型公共事業大好きの国でもね、はじめ、中ほど、ずっとアセスをやって住民の声を聞いているじゃないですか。そういうところは、きちんとやっけてかないといけないなというふうに思っています。この質問を終わります。

○委員長

続きまして、4ページ、総合計画・実施計画等について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

総合計画についてなんですけれども、これは、その1の4ページに総合政策課の所管として第1に挙げてあります。総合計画・実施計画に関することということなんですけれども、説明がなくて読めばわかるでしょうということなんですけれども、総合計画の位置づけを、皆さんがどういう位置づけであるのかですね、市政の根幹だと思っただけけれども、どういう位置づけにされているか、お尋ねをしたいと思います。

○総合政策課長

総合計画につきましては、本市の目指すべきまちづくりの最上位の計画だというふうに考えております。こういったことから、従前におきましては、今回自治法の改正ということでございましたけれども、議会の議決を得て、基本構想については策定するというふうな縛りもあった中で、総合計画策定条例をこの3月の議会で議決をいただきまして、市の最上位の計画として議会の議決を得て、定めていくものというふうに認識しております。

○川上委員

新市発足の折にですね、新市建設の基本計画というのをつくりましたね。そのあとに総合計画をつくるんだけど、どういった点が継承されて、どういった点が発展されていっているのか、

そういう経過的なことが説明できますか。

○総合政策課長

前回、第1次総合計画につきましては、いま議員がご指摘のとおり、新市計画を基に平成19年度9月に策定をされたところでございます。したがって、その新市計画をベースとしまして、合併後の旧1市4町の新しい飯塚市の目指すべき計画として策定されたものと認識しております。

○川上委員

齋藤市長はですね、この新しい飯塚市発足とともに市政を担われてきた訳ですね。飯塚市と一心同体ということでもあったと思うんですけども、10年目を迎えておりますが、この新市建設計画は総合計画に基づいて、いろいろと市政運営をされてきたんですけども、今の飯塚市をですね、市長としてはどのように見られておるか、お尋ねしたいと思います。

○市長

ちょうど10年が経つわけですし、その中で日本の動きの中で、消滅する都市があるというような言葉が出てきたために、やはり去年からですか、まち・ひと・しごと創生総合戦略というような話も国のほうから出ています。いろんな形で地域が、また日本国が動いている流れの中で、我が市が13万5千人で合併してスタートしたわけですけども、今が13万1千人をちょっと切るぐらいだと、約4千人の減というのが今の状態ですし、であったら、どういうふうなまちづくりをしていかなきゃいけないという流れの中で、やはり地域に人が定住する、また住みたいと思うようなまち、そういうものを考えたときに、何を原点としたら、基本にしたら、そういうエリアとして生き残れるかと考えたときに、地域というのはですね、ちょうど私たちも子どもたちが、30、40歳ぐらいになって、転勤族ですから、転勤している流れの中でちょっと子どもがいるわけですし、何を行き先に対してチェックしているかと言ったら、教育とか、それから地域のエリアの環境がいいとか、そういうのがやはりそういう転勤族の基本にあるわけですし、私自身もそういう思いを最初から持っておりまして、教育長のほうには、この地域の教育レベルを上げてくれと。それによって地域が良くなって、また、そこに雇用がある、人がそこにいる。見る人がしっかりした人たちが住んでいる。そういうまちができることによって、その13万の人口減が止まるんじゃないかと、こういうような思いで、今のところ進めているところでして、あとは皆さんもご存知のように総合病院、市立病院、それから飯塚病院、済生会病院、脊損センター、颯田病院、すべて新しい総合病院に変わってきている。そういう意味では医療が非常に受けやすい。だったら高齢者にとってはいいんじゃないか。しかしその反面、医療が受けやすいということは、医療費が、今度は相当な負担が市にかかってくる。その辺をじゃあどう解消するか。そこで健康で長生きしましょうと、そのためには高齢者の方に軽い運動でもいいから、運動してもらうような環境づくりをしていこうじゃないかと。それによって高齢者の方が健康で長生きできるまちになるんじゃないかということで、その辺に力を入れているところで、いま質問者が言われるように、いろんな形での計画というのがあがってきてますけども、それはやっぱりそのときそのときで変わることもあるわけですし、そういう流れの中でですね、そのときを見ながら、またその環境を見ながら政策を立てていきたいと思っております。

○川上委員

齋藤市政10年の流れの中で、例えば子どもの医療費助成制度ね、初診料を有料化にしてしまったという問題はありますけれども、対象年齢をだんだん拡充してきているんですね。それは共産党も頑張りましたし、住民の皆さんも大きい世論もあったと思いますけど、市長の決断もあったと思います。こういったものはさらに高校生まだと、18歳までとかね、引き上げていく必要があると思います。良いものはどんどん前進させなければならぬけども、市長の中にこういった点ができなかったとかね、これは失敗したとかいうのは、今なかったですね。や

っぱりこれはね、住民の声をよく聞いて、幹部職員がやっぱり積み上げていかないとね、なかなか出てこないですね。こういう不十分さがあったとか、失敗があったとかいうのは。そのところをきちんとしていかなないと、今度の総合計画というのは、うまくないだろうと思うんですね。と考えるとですね、この総合計画をコンサルタントにぼんと委託するようなことでもいいのかという心配をするわけです。これはどのように策定作業をされますか、スケジュールを含めて答弁してください。

○総合政策課長

ただいまご質問の総合計画の策定のスケジュールについてでございますけれども、現在は委託ということで、コンサル業者を決定いたしまして、契約を5月27日に結んだところでございます。この内容といたしましては、当然のことながら、この総合計画の基礎調査、アンケート調査でありますとか、市民ニーズ調査、あるいは市民の皆様のご意見の聴取等々につきまして、当然行政が主体となってやるわけでございますけれども、そういった支援についての委託というものを実施することといたしております。

スケジュール的な内容でございますけれども、本年6月より市民調査等々、アンケート調査等々を開始いたしまして、この総合計画の期間が、スタートが29年度から10年間ということで予定しておりますので、それまでの間に当然策定をしております。そういった中で、本年度末にある程度の素案を策定いたしまして、これを皆さんの意見等々、議会の意見等々を賜りながら、先ほど若干申し上げました議会の議決を得るということで条例を制定しておりますので、来年度12月あるいは3月の中で議決をいただきたいというふうに考えております。

○川上委員

先ほどコンサル任せということでは、よくないのではないかといいましたけど、策定支援業務委託ですかね。支援を受けるという委託になっていますかね。

○総合政策課長

委託業務名といたしましては、第2次飯塚市総合計画策定支援業務委託という形の契約をしております。その仕様につきましても、そのような形での仕様書としているところでございます。

○川上委員

それで、そのコンサルタント業者は、その飯塚市、したがって住民がこれから10年間の歩みをどうしようかという基本計画をその業者が、したがって住民を支援することなんですよね。そういうことでしょう。業者は誰を支援するかということを行っているんですよ。市を支援することとは、住民を支援することでしょう。だから、この策定作業に住民が共感を持って参加できるようにする。いろんな批判とか、こういうことは今までどおりやってもっと伸ばしたほうがいいのか、コミュニティバスをずたずたにしていますよね、こういうのは困るとかね、何とかしてほしいとか、こういう声がきちんと反映できるようにするのがもとの仕事なんです。業者が、コンサルが少しアンケートをとって声を聞きましたとか、どんどん素案をつくって、案ができたから意見を出せと、先ほど言いましたけど、そういうようなことではね、多額の金をかけて委託する意味がない。それぐらいなら、市の幹部、あるいは若い職員が力をあわせて頑張ったほうがよっぽどいいと思うんですよ。そのところ、どう考えますか。きちんと住民の共感を反映したものをつくっていくかどうかというところ。

○総合政策課長

先ほども申し上げましたとおり、総合計画と申しますのは、市のまちづくりの最上位計画というふうに認識をしております。この中で定めますのは、基本構想ということで、規定をさせていただき、また、基本構想それから基本計画、そして実施計画という構成で策定することといたしております。そのような中で、実施計画あるいは基本計画等々におきましては、そのような具体的な施策というのいろいろと策定をしていく必要があるかと考えておりますが、そ

ういったものについては、当然のことながら市民皆さんの意見等々について、できること、できないこと等々についてですね、検討していきたいというふうに考えております。

○川上委員

住民の意見を聞いておきますというだけではなくてね、住民の共感を求めていくというスタンスが重要だろうと思います。共感というのが重要だと思うんですね。それと、その市長はどういうお考えかわかりませんが、例えば都市計画マスタープランとかは、その総合計画とリンクしたのになっているわけでしょう。そうすると、この総合計画策定期間と同じ策定期間になっている立地適正化計画ができますと、こっちのほうを見直すこともあるんですよと言っている訳ですよ。そうすると、どういうことになりますかね。総合計画にもかかわってくることなんですか。だから立地適正化計画というのは、マスタープランや総合計画にもかかわってくるというか、下手をすれば、立地適正化計画のほうが上位になりかねないような局面がでてきかねないんですよ。このところをどう調整しながらね、住民の共感を優先的に、優先して仕事ができるかというのが大事になるんだけど、そのところの調整はどのようにお考えですか。

○企画調整部長

いま質問委員の言われるとおりでございまして、まず、1番大きな計画というのが総合計画でございます。その中に、先ほど言われますとおり都市マスもありますし、今度新たにつくります立地もございまして。立地適正化計画と総合計画といいますのは、言われるとおり、総合計画に沿って立地計画を立てますし、立地計画の策定により都市マスを変更するケースが発生すれば、都市マスの変更という形も発生しますので、その立地も総合計画も部内で連携をとりながら調整をしていく予定でございます。あわせて連動します関係で、アンケート調査も重複する部分がございますので一括でやりますし、市民の皆様につきましても、いま言われるように、具体的なスケジュール的なものは組んでおりませんが、次のご質問があるかと思っておりますが、まち・ひと・しごととの関係も関連してきます。この3つというのは関連してきますので、個別に進めているわけではございませんので、連携をとった中で計画の策定を進めていきますし、市民の皆様のご意見、あわせて議会等の意見につきましても、機会を設けて説明し、ご意見をいただく機会を設け、スケジュールを組んでいく予定でございますので、そのようにご理解いただきたいというふうに思っております。

○川上委員

やっぱりベースに住民の共感というのを置いてですね、先ほど私、飯塚市政の基本的な方針、文書の大転換期というにいったと思うんですけども、その根底に住民の皆さんの共感をね、据えて仕事をするというのを明確にしておく必要があるだろうと思いますので、そのことを述べて、この質問は終わります。

○委員長

続きまして、4ページ、まち・ひと・しごと創生総合戦略等について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

これは国の法律との関係で、まち・ひと・しごと、すごいですね。まち・ひと・しごと創生総合戦略というのが出るんですね。この飯塚市に、このまち・ひと・しごと創生本部を設置するんですね。どういう体制でつくるんですか。

○総合政策課長

創生本部につきましては、昨年12月1日に庁内組織として設置要綱を設けて設置いたしております。構成といたしましては、市長を本部長といたしまして、4役、それから各本部員といたしまして、部長職、そして事務局を総合政策課といたしておるところでございます。この中におきまして、今後の人口減少問題、少子化問題等々に対応します総合戦略といったもの

を策定していくという形で組織の設定をしております。

○川上委員

実際はですね、この創生本部というのは、どういう仕事をするんですか。

○総合政策課長

ただいま申し上げました、まち・ひと・しごと創生に関する施策の調整、あるいは総合戦略の素案の決定、それからこの総合戦略の実施の進捗管理等々、このまち・ひと・しごとの創生に関する必要な事項といったものを所掌事務としていたしております。

○川上委員

よくわからないですね。これはどうしても必要なんですか。これは安倍首相が安保法制とか言って、日本が戦争ができる国づくりを進める一方でね、人口はどんどん減ってるという中で、創生がいるでしょうということで、あわせてセットで出してきたやつですよ。これは飯塚で今までこういう努力してきたじゃないですか。改めてこの総合戦略だとかね、創生本部だとかね、要るのかなという気がしますけど、今の仕事の説明を聞くと、どうしても要りますか。

○総合政策課長

本件につきましては、当初委員もご指摘のとおり、国の創生法に基づく地方自治体、都道府県を含みます地方自治体において、総合戦略といったものを策定するという努力義務規定という形での規定ではございます。しかしながら、各現在の地方が抱えます人口減少の状況、それがもたらす地域の活性化への影響等々の中からですね、私どもといたしましても、この総合戦略についての策定は必要だというふうに考えております。

○川上委員

なくてもできる仕事をね、これがなくてもできるのであればね、今までどおりの仕事の仕方のほうがいいかもしれません。職員はどんどん減らされていって、幹部職員の仕事は多忙化しているでしょう。これにね、今までどおりでもできるのに、その国が思いついていったことに付き合ってね、市の幹部職員がね、多忙化が進んでいくというのはマイナスですよ。少し落ち着いて考えたほうがいいんじゃないかなと、これについては終わります。

○委員長

同じく4ページ、目尾振興計画等について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

目尾地域振興計画というのは、1996年以来の事業なんですね。旧飯塚市が失敗に失敗を重ねてきた事業なんですよ。それで何度も見直しもしてきましたけれども、今回、目尾地域振興基本計画に関する事ということを出ております。経過をですね、どのように把握されているのか、答弁を求めます。

○総合政策課長

目尾地域の振興計画の経過についてでございますけれども、本計画については、ご承知のとおりクリーンセンター、清掃工場の建設といった中で、計画を立てられてきたものでございまして、まず平成7年8月にですね、目尾地域振興基本計画策定協議会からの答申を受け、その期平成7年度1月に目尾地域振興基本計画検討委員会を設置し、計画を策定いたしましたのが平成9年3月といったことで、庁内におきまして、飯塚市目尾振興基本計画を策定したところでございます。その後、この社会情勢、経済情勢等々の状況も見ながら、そのつど、見直し等々が行われてまいりまして、平成18年1月、合併前でございますけれども、飯塚市目尾地域振興計画検討委員会の報告書というのが提出、策定されております。そういった中で、平成18年11月に飯塚市目尾地域基本計画の報告懇談会の報告書というものが策定されまして、その後、施策に取り組んできたわけでございます。でそのような経過の中で平成21年9月におきまして、検討委員会が更に設置されまして、この概要書に記載をさせていただいております、平成25年12月に目尾地域振興基本計画検討委員会からの答申をいただいたという状況

でございます。

○川上委員

1997年というのはですね、この計画が出たという答弁ですけど、この年はですね、日本経済がもう大変な不況に入っていく年なんです。なぜかと言うと、消費税を上げたからですね。で、その年に国は経済対策ということで、国は昔みたいに補助金を出しきらないけど借金していいよと。借金を返すときには、国が地方交付税に返還金をプラスアルファするからと。有利な借金ということで、全国的に推奨されて、この年を境にですね、地方自治体は大変な借金を抱えるようになってきているわけです。国もそうです。で、この経済対策は基本的に失敗してる訳ですね。ものすごい借金だけが中央、地方で残るんだけど、この事業に利用されたのが、この政策に乗ってしまったのが、この目尾地域振興計画と呼ばれるものなんですよ、1つの側面はね。で、清掃工場の問題もありました。で、実際は東部計画、西部計画があって、目尾地域の人が誰も住んでいない西部計画から始めていくわけでしょう。本当にね、目尾の地域の人たちの住民の皆さんの福利厚生とかね、まちづくりを考えるんだったら、東部計画から行くべきですよ。で、とにかく大型公共工事ができる事業ができるということで、西部計画、健康の森から入っていくわけでしょう。そして、それこそコンサルがアンケートを取ってね、住民の皆さんどんなのをつくったらいいですかと。そうすると、健康とかスポーツとか、そういう言葉が出てくるわけですよ。勉強とか、勉強じゃない、教育とか。で、絶対だめよと言ったのが工業団地です。ところが、今日見てみればね、工業用地に切り替えられる土地がいくらかでも用意されているでしょう。だから、目尾地域の住民の皆さんが願ったこととは違う方向にいま走ってきてるわけです。で、こうした中で、その失敗に失敗を重ねてきたと言いましたけど、目尾地域の方々の役に立つ方向で、その計画を切り替えられるのかと、これまでの歩みを反省してね、ここが一番問われておったと思うんですよ。で、私は、この答申見させていただきました。確かにどうかなと思うところもありますけども、住民の方々が、よく検討されておるなというところもたくさんあります。で、いくつか聞きたいんですけど、この過程で検討委員会に入っていた3人の部長がね、辞めさせられているわけですよ。当時、企画調整部長、市民環境部長、生涯学習部長、この3人の部長がこの検討委員会から辞めさせられています。どういう事情なのかね、これちょっと不思議ですよ。説明してください。

○総合政策課長

本件のこの目尾地域振興計画の策定の過程につきましては、当初申し上げましたとおり、平成6年の協議会の設置から今日まで至っておりますけれども、この行政の関係部長の3名の委員につきましては、この策定当初から構成員として、地元代表者の方、地域代表者の方とあわせて委員として入っておったものでございます。そうした中で、今回の平成21年に設置されました委員会委員におきまして、実は平成25年3月の18日に規則を改正し、今ご指摘の企画調整部長、市民環境部長、生涯学習部長というのが委員からの構成を外れることとしたということでございます。この経過につきましては、当時の、説明文書等々によりますと、この案件自体が、健康の森公園整備事業と地域の今後の、この計画のあり方等々についての答申でございますので、市職員としては、事務局として参加すべきであろうということで、この3名について委員より頂戴されたという経過でございます。これはあくまで規則を改正し、円滑な委員会の運営に資するという判断の中で規則が改正されたということでございます。

○川上委員

元々ですね、市長が意見を聞こうとする検討委員会に、市の最高幹部が3人も入っていると。しかも直接関わりになる幹部ばかりですよ。企画調整、市民環境、生涯学習、直接関わりのある、責任ある部長が、その検討委員会に入っているわけですから、最初からずっと。だからこの事業に対する、市の住民への押しつけというのがね、相当強かったと思います。それが今

度何らかの理由で辞めさせられて、市もそれを認めたんでしょう。代わりに3人地元の方々が入ったということなんです。違うんですか。

○総合政策課長

委員の編成につきましては、実は自治会長会の方が2名、委員として、地元代表として入ってございましたけれども、退任届と言うことが自治会長のほうから出まして、それに代わる委員として、他の自治会の会長が入られたということでございまして、総数的には変更はございません。自治会長が新たに入られたのは、あくまでこれまでの住民代表のメンバーの方が退任されたということでの変更でございます。

○川上委員

それはわかりました。それで、これはこの資料の中にもある通りですね、4ページの中ほどですけども、読んでわかると思うんですけども、今後の取り組みについて答申を受けましたと書いてあるんですね。そしてですね、この答申に基づき地域と協議を行い、具体的な事業計画を推進していくこととしていきますと出ているんですよ。で、ここに本当は答申がありましたと、ここで市の判断がないといかんわけですね、ここに市の判断が書いてないのは、重箱の隅をというふうに言われるかもしれないけども、この市の判断がないのは不思議なんです。答申が出たらそのとおり何でもするのかということなんですよね。違うでしょう。で、市の判断はどうされたのかというのがあります。で、結論的には推進しますということを書いているんだけど、この答申なんですね、市長に対する。そうすると諮問はどうなのかと思うんですよ。諮問はどうなってますか。市長としてはこう考えるんだけど、検討委員会の皆さんはどうお考えですか、ご意見をくださいというのが諮問なんですよね。諮問はどうなっていますか。

○総合政策課長

諮問の内容でございますけれども、皆さんのお手元にはお配りをしておりませんが、この検討委員会の設置規則が平成21年8月21日に制定をいたしております。その中で当委員会は飯塚市目尾地域振興計画健康の森公園整備事業の見直しに関して、審査、審議をするということで、この委員会の所掌事務を規定いたしております。また、市長のほうからにつきましては、委嘱状の交付を当然のことながら、各委員さんに実施をいたしております。その中におきましても、この目尾振興計画健康の森の事業の見直しについて、地域の浮揚の施策として、また、今後の厳しい財政状況の中で、いかに知恵を絞っていったらいいかということで、ご検討願いたいということを申されておるところでございます。

○川上委員

今の答弁は、諮問をしていないという答弁ですか。

○総合政策課長

諮問ということで、委員のご指摘の点は様式行為、文書での諮問ということを受け取りいたしますけれども、本件については、そのような形で市長のほうから諮問という行為がなされているということで理解をいたしております。文書の存在等々については、現在申し訳ございませんが、確認は取れていません。

○川上委員

規則の中でね、検討委員会の所掌事務が見直しに関することになっていきますよとか、委員の委嘱状の中に、見直し検討してくださいと書いている、それは書くでしょう。そのことと諮問が正式に行われてなくて、答申だけ出てくるという、飯塚市、市政のルールでいいのかということを知っているわけです。

○総合政策課長

審査会、委員会等に対する諮問についてでございますけれども、基本的にはご指摘のとおり、内容を明らかにするというので、文書による諮問、提示というのが基本だというふうには考えます。しかしながら、諮問という行為については、十分に今回の分につきましてもなされて

いるというふうに考えております。

○川上委員

基本的にはとかね、もう言わないでもらいたいですよ。検討委員会の答申の中では、21年の9月2日に見直しについて諮問を受けたと書いているわけですよ。諮問してないのに何で諮問を受けたと書いているのですか。

○総合政策課長

繰り返しとなって恐縮でございますけれども、口頭あるいは規則等による諮問という行為はなされているというふうに対応しております。

○川上委員

いま私が言っているのは、けじめをつけたほうがいいんじゃないですかということ言ってるんですよ。いいですか、長い間、市長に意見を出してくださいねという機関に、市の幹部がそこに入ってたわけで当然重要な役割果たしますよ。市の意向をそのまま入ってきますよね。そして文書できちんと諮問してないわけね、今の話聞くと。そして25年になってくると、3人のそのうちの幹部がその不都合だから出ていってくれとなるでしょう。あなた方も認めた。ここにはね、けじめのなさというのがそもそもあったのが、その背景にあるのではないかと。そこね反省しながらじゃないとね、答申が出たから推進ですよと言うのでは、いかんのではないかということ言いたいわけですね。質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:15

再 開 11:25

委員会を再開いたします。

4ページ、過疎・辺地計画等について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

委員会条例によれば、今日の11時59分まで委員会できることになっておりますので、確かに時間が限られておりますから、質疑は簡潔にしたいと思います。

総合政策の資料の4ページの4番に、過疎・辺地計画に関することということがあります。これ読んでおきますと、新たな計画を、過疎地域対策で、来年度から実施で行うという事ですし、また筑穂山口地区などを対象にした辺地計画をつくるということになっておりますが、その内容としては、サンビレッジ茜の大規模改修ということのようです。現在進行形ですね。それで、この過疎地域自立促進計画が飯塚市全体のマスタープランの中でどのように位置づけられておるのかですね、お尋ねをしたいと思います。

○総合政策課長

この過疎計画、辺地計画につきましては、法律に基づく措置でございまして、飯塚市におきましては、筑穂地域というのが対象地域となっております。したがって、当然のことながら、飯塚市のマスタープランの中におきましては、飯塚市内の地域の発展のためということで、明確な規定というものは承知しておりませんが、当然地域の発展のためということで、含まれるものと考えております。

○川上議員

5カ年でこれまでやってきたんですか。それでね、筑穂地域対策でどういう成果があったのか、まずお尋ねしようと思うんですね。答弁を求めます。

○総合政策課長

過疎地域につきましては、先ほど申し上げましたように地域指定がございまして、筑穂地域ということになっております。この中で、基本的には過疎債の適用を受けて事業を実施しているところでございますけれども、平成25年度で申し上げますと、事業費といたしまして1億

265万8000円の事業をしております、9020万の起債対象となっております。事業の主なものとしたしましては、ソフト事業、ハード事業ございまして、25年度をベースで申し上げますと、過疎地域のスクールバスの運行事業、これはソフト事業でございます。それからまちづくり協議会への支援事業、これもソフト事業でございます。そういった事業等がございまして、本年度全部で11件の事業を実施しているところでございます。

○川上議員

11件と言われてもよくわかりませんが、筑穂地域の住民の皆さんとよく話合っただけ、練り上げた計画だったのか、心配なんです。それから、辺地計画はどういう検討をしていますか。

○総合政策課長

辺地計画につきましては、過疎地域の中のさらに辺地といういろんな指標がございまして、一部の地域ということになってまいります。今回記載のとおりサンビレッジ茜の改修事業ということで、5年間の予定で実施をいたしておるところでございます。過去、これまで辺地計画に基づきまして、農業施設等々の改修事業等々が行われたというふうに聞いているところでございます。なお、辺地計画につきましても、起債の対象事業として交付税措置が起債の80%の交付税ということになっております。過疎につきましては、70%という事業でございます。

○川上議員

これまでこの過疎地域自立促進計画を行ってきて、また今後それとともに辺地計画をサンビレッジ茜の大規模改修でやろうとしてるわけですが、こういう対策をしてきたのに、なぜ筑穂の皆さんは合併前と比べると、比べようもないくらい不便なコミュニティバスになっておるのか、内野地域ではコミュニティバスの姿も見られないわけですね。どうしてこういうことになってるんですか、今。

○企画調整部長

コミュニティバスの運行につきましては、かつて企画調整部内、総合政策課内で対応しておりましたが、現在、経済部内に移っております。担当部署では効率性を考えた上で、路線等が設定されていると考えておりますし、市民の皆様の意見につきましては、機会を通じて収集されたうえで計画が策定されているものと考えております。

○川上議員

住民の共感というか、感情ですよ。合併しなかった桂川町のほうがね、日曜、祭日、無料で施設間をどんどん回ってますね。同じような状態が筑穂もあったわけですね。借金までしてね、筑穂対策をやっているのに、なぜコミュニティバスが乗れなくなるのか、姿も見れなくなるのか。目の前を通るんですよ、見ても。バス停がありますけど、目の前を通るんですよ。通過するんですよ。手を挙げて止まらない。あなた方がこの過疎地域自立促進計画をやる一方で、こういう事態が新たに生じているわけですね。それからJR九郎原駅ご存知だと思いますけど、すごいことが起こってるんですよ。普通列車が、通過するんですね。どうしてこういうことになっているんですかね、この過疎対策だとか、辺地対策とかしてるのに。答弁求めます。

○総合政策課長

ご指摘のございました、JRの通過の件でございますけれども、本件につきましては、当然のことながら事業主JRということでございますが、当然行政といたしましても、地域の活性化等につきましては、重要な公共交通機関でございますので、このダイヤの見直し等々についてはですね、悪くならないように、当然改善をするようにということで要望を申し上げているところでございます。そういった点もございまして、いま現在、利便性を損なうような状況になっているということは認識をいたしております。

○川上議員

利便性の問題が大きいんですよ。買い物とか病院とか、同時に私たちはもう切り捨てられた

のかと、私たちは飯塚市民ではないのかと、飯塚市から切り捨てられてね、JRからも今度切り捨てられる。私たちは一体何なのかという思いですよ。それで、120億の中心市街地活性化事業を出すまでもありませんけれども、とりもなおさず筑穂地域のためにという計画を立てて、そうした事態が生じてるわけですよ。ですから、マスタープランの中ではね、筑穂地域のそういう活性化とかあるわけだから、それと矛盾するようなことをね、平気でやってはいかん。そこを反省しながらね、過疎、辺地計画、どうするのかということを考えてもらいたいと思うんですよ。それからもう一言だけ言うとね、サンビレッジ茜というのは、これはもともと福岡県の責任です。福岡県がきちんとこれについては責任を負わないといけない。筑穂町がね、合併前からは持ってたやつじゃないかとおっしゃるかもしれないけども、福岡県の責任です。ですから、合併して飯塚市になったわけですけども、福岡県に適切に責任を求めていくようにしないと、借金してサンビレッジ茜を大規模改修すればいいというわけでもないと思います。そのことを指摘しておきたいと思います。

○委員長

続きまして、5ページ、指定管理者制度等について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

指定管理者制度についてお尋ねします。この制度の意義についてですね、一部に誤解があると思うんです。指定管理制度にすれば、行政が直接やるよりもね、安くつきますというような発想。元々の指定管理者制度の意義について、お尋ねをします。

○総合政策課長

指定管理者制度につきましては、自治法の改正によりまして規定されたものでございますけれども、多様化する市民のニーズに対して効果的、効率的に対応するために、この公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と、先ほどお話のございました経費の節減といった両面を持ったものでございまして、平成15年6月の地方自治法の改正によって創設されたとなっておりますのでございます。

○川上委員

日本共産党はですね。公的施設の管理について指定管理者制度を導入することを一般に、あるいは一概に反対だというふうにはしておりません。一つ一つの施設について、今2つ言われましたことについて、メリットが大きいという場合は賛成しようじゃないかということで、丁寧に検討してきたと思うんだけど、ともすればですね、経費削減に走る。だから指定管理料についてね、指定管理料と言いましたかね、についてね、最初から予定の5%引きとかね、10%引きとかいうことでね、指定管理者に相談していくというような実態も、これまではあったと思うんですよ。そのことが必ずしも市民サービスの向上に結びつかないという矛盾もあるし、民間で働いている労働者の賃金を押し下げると、官製ワーキングプアという言葉がありますけど、そういったことにもね、つながっていきかねない現状が、これまであったと思うんですね。ですから、一つ一つの施設について、本当にこの指定管理者制度が適切かどうか、適当かどうかについて、新規については検討する必要があるし、もう17施設ですか、トータルで17施設になってるようですけども、見直しをきちんとしないといけない。これについては、外部評価がされているようですけども、外部評価の特徴についてお尋ねをします。

○総合政策課長

外部評価につきましては、公募による委員それから経営に関する専門の有識者の方々を委員に委嘱いたしまして、各施設、現地をまわり、書類審査を行い、各指摘事項等々についてですね、ご意見を賜っておるところでございます。そういった指摘事項につきましては当然のことながら、所管課を通じ、指定管理者のほうへ指示をしている状況でございます。なお、全施設につきましては、一次評価といたしまして、全て所管課においてその項目を定めまして、接遇でございますとか、あるいは経営の状況でありますとか、そういったものについて評価を行い、

その内容につきましても、不適正な部分については、その都度、指摘をしておるという形におきまして、改善を図っているところでございます。

○川上委員

非常に抽象的で、大筋だけわかりました。旧筑豊労災病院、現在、市立病院として地域医療振興協会に指定管理制度を導入しているわけですがけれども、市立病院はね、平成20年の段階で、労働基準法違反で指摘を受けたことがあるんですね。どうしてこういうことになるのかと。その事実は市が把握されているかという問題もあります。この市民サービスの向上と経費削減との関係だけでね、論ずるつもりはありませんけど、正確に指定管理者の状態を、本当に市民サービス向上にプラスにどんどんなっているかどうかという、そういう目線でね、市自身が見ていかないと、直営のときは市が責任直接持っていくんだけど、指定管理になれば、いわゆる業者任せという、そちら任せということになってしまう、そういう傾向はね、排除しなければならないように思います。責任は市にあるんだということをはっきりしておく必要があると思うんですね。これは指摘にとどめておきます。この質問を終わります。

○委員長

次に、順序が前後しますが、8ページ、人権同和対策・啓発事業について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料その1の8ページに人権同和政策課所管の事務が述べられています。そのうち人権同和対策係が左にあるんですけれども、1番として人権同和対策事業に関することがあります。集会所、納骨堂について、老朽化等による修繕等の同和地区改善事業を行っていますということになっているんですね。国は平成13年度末をもってですね、同和対策事業をすべて終了しております。それから8年経っています。こうしたことを考えながらですね、この事務概要を読んでいくと、いくつも疑問があるわけですね。まずですね、この集会所と書かれておりますけど、集会所いくつありますか。

○人権同和政策課長

集会所につきましては、34カ所ございます。

○川上委員

それを把握するというか、規定している条例は何という条例ですか。

○人権同和政策課長

飯塚市集会所及び生活館条例でございます。

○川上委員

それでは、納骨堂はいくつありますか。

○人権同和政策課長

納骨堂につきましては、30カ所ございます。

○川上委員

関係条例はどういう条例ですか。

○人権同和政策課長

飯塚市同和対策施設条例でございます。

○川上委員

その条例には納骨堂以外も入っておると思うんですけど、何が入っておりますか。

○人権同和政策課長

農林施設としまして農機具保管庫、そして農業共同作業所等が入っております。

○川上委員

そうですね、施設の条例上の位置づけは、どういうふうになっていますか。

○人権同和政策課長

第1条に、「社会福祉法の趣旨に基づき、住民の生活の改善及び向上を図るため、歴史的理
由及び社会的理由により生活環境の安定向上が阻害されている地域に同和対策施設を設置す
る。」とあります。

○川上委員

この条例はいつ策定されていますか。

○人権同和政策課長

平成18年3月26日でございます。

○川上委員

先ほども申し上げましたけれども、国は平成13年度末をもって、すべての同和特別対策事
業を終了したんですね。なぜ、いま飯塚市においては、この同和施設対策条例というのが残っ
ておるのですか。

○人権同和政策課長

この条例におきましては、同和対策事業補助を受けまして、建てられた施設でございますの
で、同和対策施設条例としております。

○川上委員

今の答弁だと、昔の同和対策事業の予算でつくられた施設はずっと同和施設対策と、同和対
策施設だとこの条例で管理し続けるということになりますね、今の答弁だと。そういうこと
ですか。

○人権同和政策課長

現状では、同和対策事業で建てられたということで、現状ではこの条例を持っております。

○川上委員

その発想は間違いです。同和対策、昔の同和対策事業の予算でつくられたから、同和対策施
設ですよという考えは間違ってますよ。じゃあ、国が同和対策事業を廃止したのはね、これ以
上、同和対策事業を進めては逆効果だということをやめたんですよ。特別対策でなくて一般対
策でやっていかなくは、その同和対策も進まないという国の考え方ですよ。もうそこまで、
もうぎりぎりのところまで解決してきてるわけ。これ以上進めても逆効果だというのが国の判
断ですよ。それなのに、昔同和対策の事業費が入ってつくった施設だから、ずっと残しますと
いうのは間違いでしょう。この同和施設対策条例、どういう成り立ちになってますか。どうい
う条項があって、どういう別表がついているか、説明してください。

○人権同和政策課長

第1条では設置を載せております。第2条では名称及び位置、それから第3条では利用の制
限、第4条では入館の制限、第5条では特別な設備、それから第6条では使用料、第7条では
原状回復の義務、第8条では損害賠償の義務第9条では委任というふうな構成であります。な
お、別表が第2条関係で載せております。

○川上委員

別表は納骨堂、それから農業共同作業所等、農機具保管庫、3施設が名称と位置というこ
とで、地域名が全部わかるようになってますね。違いますか。

○人権同和政策課長

名称は納骨堂であるならば、納骨堂名さまざまの名称が載っております。位置についてはそ
の施設がある、建っておる位置について載っております。

○川上委員

21世紀を迎えてね、ハードでもソフトでもね、その同和地区とかないんですよ。国民の多
年に渡る戦いによってね、頑張りによって解消されているわけでしょう。ところがあなた方は
ね、そのときの同和対策の予算が入った施設だからということで、同和施設対策という条例で
管理し続けてね、しかも地域名までインターネットで見られるようにしているじゃないですか。

私はね、こういう時代に入っているときに、飯塚市が特別にね、同和対策事業ということで、こういうことをやるべきではない。歴史的な経過があるからと言われるかもしれないけど、その歴史的経過も終わっている。だから同和対策特別事業じゃなくて、一般事業でね、とりあえずは移行したらどうなのかというふうに思ってる訳ですよ。この同和対策施設条例を廃止して、それぞれの施設の条件に応じてね、一般施策として管理していくようにできませんか、お尋ねします。

○人権同和政策課長

ご指摘の点でございますけれども、できる、できないということは、今この場でお返事できませんけれども、研究等を進めていきたいとは思っております。

○川上委員

もう一回答弁してください。わかりにくい答弁だった。

○企画調整部長

いま委員ご指摘の話は、まず1点が、同和対策事業が平成13年に終息したにも関わらず、条例の名称、施設の名称そのものが、同和対策施設という名が残っているという案件と、もう1点は、別表の中である程度地域が推測されるという課題が2つありはしないかというご質問かと思えます。確かに2点目につきましては、今後、検討していく必要性があるかと思えます。1点目の名称の問題につきましては、事業として、同和対策事業を活用した中での施設でございますので、おそらくその財源等を含めたところで、この名が残っていることと思えますけれども、その後の事業の管理につきましては、当然ながら一般財源で行っております。この名称の取り扱いにつきましては、先ほど課長が答弁しましたように、設置の当時の事業名として残っていることが良いかということもございますので、ちょっと即答はできかねますけれども、県等にも確認しながら、名称の取り扱いにつきましては、今後研究をさせていただきたいと思っております。

○川上委員

市長、これは初めて言ってる訳じゃないんですよ。もうご存知のとおりです。5年前に、7月の一般会計補正予算特別委員会で、まずこのことを述べたんですよ。それで、その際はですね、私は、この条例廃止を求めて、一般的な市の施策として管理すべきではないかと質問したんですよ。当時の人権同和推進課長は、それに対しては、地域改善については、一定の改善が行われているという認識を示しました。同和対策事業で引き続きやらないといけないか考えますという立場ですよ。そして、その3カ月後、10月には、19日ですね、公共施設等のあり方に関する調査特別委員会で再度この問題を取り上げました。で、一般施策にふさわしく、この条例を改めて施設は、必要なものは充実もする。不必要なものがあれば整理すると、こういう点を行ったんですよ。農機具保管庫とかね、必要なところは充実せないかん。そうでないものは整理するという提案をしました。納骨堂もそうですね。そのときには人権同和推進課長は、納骨堂問題も含めて設置目的等に同和事業法がまだ存続していた段階の内容がそのまま残っている。このように矛盾を認めたわけですよ。その解消のために、検討の余地があることは十分認識していると、こう答弁したんですよ。それで、この辺からがまだ飯塚市のまだ脱皮しきれていないところなんだけど、検討の余地があれば検討したいというふうに言ったんですよ。これが答弁です。検討の余地があれば検討したいというのが答弁だったんですよ。そして12月のですね、その年の2カ月後の12月に、この条例の一部改正の議案が出たんですよ。そのとき質問に立って、私はそのように答弁があったんですけど、検討しましたかと、2カ月後ですね。何にも検討していないわけですね。それから4年半経ってるんですね。それで課長の答弁、部長の答弁は、研究しますという答弁ですよ。この別表というのは、はっきり言ってとんでもないことですよ。67カ所、名前書いてるんですよ。今の段階でね、研究しますという答弁で良いのかと。再度、答弁を求めます。

○企画調整部長

名称の問題につきましては、研究いたしますという答弁をさせていただきましたけれども、別表の問題につきましては、委員ご指摘のことも考えられますので、前向きに検討いたしたいというふうに思っております。具体的に言いますと、この別表そのものの表記をどうするかという問題でございますので、委員の言われます趣旨を理解したうえで対応したいというふうに考えております。

○川上委員

例えばね、名前のことを言われましたけど、名前を変えれば良いという問題ではないんですよ、本当はね。高知には市立納骨堂条例というのがありますよ、だから歴史的な経過があって、市が管理しなければならないものは市立でいいじゃないですか。そして将来ね、地元の方たちとの話し合いが済んで、引き受けるという方向に持っていかなきゃならんと思いますね、納骨堂とかは。そのときは廃止になるわけでしょう。農機具保管庫でも共同作業所でもそうですよ。だから、これはね、名前を変えようとかいうようなレベルではなくて、一般化するという事です。一般施策で取り組んでいくと、廃止までは。だから名前を変えるではなくてね、一般化してくださいよ、ただちに、早急に。別表のことは後で聞きます。一般化条例にしてくださいよ。どうですか。

○企画調整部長

繰り返しの答弁になりますけれども、名称そのものが対策事業という形での、事業の成り立ちからこの名前を残しております。ですので、誤ったという解釈はいたしておりませんで、この取り扱いが今後どうなのかというのは、先ほどの答弁と重なりますけれども、研究させていただきたいというふうに思っております。

○川上委員

別表については、工夫するという事でしたけど、どういうことですか。

○企画調整部長

ご指摘後に他市の状況を確認させていただいておりますけれども、飯塚のパターンと同じような形で残っている自治体もありますし、別表表記そのものを、ホームページから入る例規の部分については省略しているというような自治体もございますので、そういうところも含めて検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長

質問委員に申し上げます。本日は所管の概要の確認を趣旨としています。見解の相違については、研究するという答弁もあっておりますので、課題の指摘にとどめて、質疑を続けてください。ご協力をお願いします。

○川上委員

やっぱり質疑をやっていると、少しずつ一致してきているでしょう。だから見解の相違というのはね、もともとはないんですよ。行政の側にね、少しゆがみがあるから正そうということなんです。それで、なぜこんなに時間がかかるのかというと、やっぱり補助金をもらっている、行政の補完をしているというはずの部落解放同盟の存在があるんですね。もともとの同和施設対策条例というのは、部落解放同盟と飯塚市が綿密に相談して作成したはずなんです。だから、この部落解放同盟を説得せんといかんわけですよ、あなた方が、遠慮せずに。部落解放同盟というのは、もともと部落差別をなくすことで頑張りますというふうになっているはずの団体ですよ。どうしてそういう団体が、こういう地名が全部わかるような条例について、無関心で入れるのか、これで行政の補完をできるのかね。この解放同盟に対しては毅然とした態度で臨まないと、こんな簡単なこともね、特別事業を国も辞めてるんだから、市もやめて、そして一般化を図ると、こんなことでも研究するとか、その程度しか言えないわけなんです。調整というのは要るでしょうけども、市が主導してね、補助金団体に変な気を使わないで、や

るべきことはわかっているわけやから、しっかりやってもらいたいと思います。強く要望して、この質問を終わります。この質問と言うか、1番について終わります。

それで、関係団体のことについて、連絡調整に関することと書いてますね。その点について質問しますけど、これについては最初にですね、資料を要求したいと思います。解放同盟に対する補助金、過去5年分がどうなっているか。また、解放同盟が補助金をくださいというときに付けてくる決算書、4年分。それから、教育分野も含めた人権同和予算の、人権同和の決算ですね。総括表過去3年分を請求したいと思いますので、委員長において取り計らいをお願いしたいと思います。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま川上委員からの要求があっております資料は提出できますでしょうか。

○人権同和政策課長

提出できます。

○委員長

提出できるという返事があっておりますので、お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。資料が準備されておりますので、事務局に配付させます。

(資料配付)

○川上委員

せっかく資料が出ましたので、資料の説明をしてもらっていいですか。

○人権同和政策課長

資料の説明ということでございますので、まずは1ページ目の解放同盟飯塚市協議会補助金ということになっております。平成23年度から27年度までの5年間の補助金の交付額は、合計しまして1億2589万0478円となっております。それから、資料2ページから5ページまでにつきましては、解放同盟の決算書というふうに、年度ごとに付けております。それから、6ページから9ページまで、これは人権同和対策事業の決算書の総括表ということで添付しております。

○川上委員

部落解放同盟に対する補助金が5年間で1億2589万と、合併後の10年間では、総額でどれぐらいになりますか。

○人権同和政策課長

合併後は18年度からということで、当時は解放同盟もまだ合併をしておりませんでしたけれども、18年から27年までの合計といたしましては3億5660万703円となっております。

○川上委員

資料のですね、いま出された資料の2ページから決算書があるんだけど、予算で見ると2011年の解放同盟飯塚市協議会決算では、予算3828万に対してですね、補助金が3210万円なんですね。それから12年が3ページですけど、総額が2973万、これに補助金が2410万なんですね。それから4ページに13年がありますけども、総額2962万に対し補助金が2410万。14年もあまり変わらないですけども、総額2917万に対し2410万ということで、市役所丸抱え団体ということがわかるんですね。この補助額はどのようにして決めているんですか。

○人権同和政策課長

解放同盟の補助額ということですが、補助金の算定については、解放同盟、会員がい
らっしゃいますけれども、この多少、それとかですね、運営費の何%といったような根拠で算
定額を決めておられるわけではございません。あくまでも行政の補完業務ということで交付してい
るもので、補助金については団体の年間事業の計画や実績、内容のボリューム等を参考に算定
をさせていただいております。

○川上委員

それは算定と言わないでしょう。会員の人数が多いか少ないかにかかわらず。運営費の
何%というわけでもないというわけでしょう。それは算定じゃないですね。また別の機会に改
めて詳しくと思いますけども、この資料を見ればね、補助金がほとんどすべて専従役員等の人
件費に使われておるといことはよくわかりますね。例えば、2014年度はね、補助金が
2410万円でしょう。専従役員給与、通勤費、保険料、非常勤役員行動費というのがあります
ね。10万円ずつ配っているんですね、これ。そのほかを見てもわかるでしょう。だから人
件費プラス、要するに、専従役員等の活動費なんですよ。生活費もここに入っている。だから
算定基準はここにあるわけですよ。会員一人一人がどうだとか関係ないわけね。専従役員等の
生活を支えるお金がここに出ているわけ。それが補助金の実態です。わかるでしょう、資料見
れば。そしたらね、なぜこういう補助金を出すんですかということが疑問に湧いてきますね。
この補助金を出す理由は何ですか。

○人権同和政策課長

飯塚市補助金交付規程の根拠でございます。

○川上委員

それなら私だって答弁できますよ。なぜ部落解放同盟に補助金を出すのかと聞いているわけ
ですよ。

○人権同和政策課長

これについては、これまで何度となく議会の中で答弁させてもらっているようでございま
すけれども、この補助金を出すことは、人権同和の解決に向けた自主的な研修・啓発、地域活動、
補助事業や就業対策事業等の国との交渉の実績等を踏まえて、人権同和問題の解決に向けて、
社会的活動を行っている団体ということで、行政の補完業務として公益性があるということで、
補助金を交付しているものでございます。

○委員長

川上委員、まだ時間はかかりますか。もうちょっとで終わりますか。

(発言する者あり)

○川上委員

もう少しで終わります。

(発言する者あり)

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12 : 26

再 開 13 : 15

委員会を再開いたします。

引き続き川上委員の質疑を許します。

○川上委員

先ほどは、私が補助金を出す理由は何かとお尋ねしたところ、いろいろこういったことがあ
りますということ述べられたうえでお尋ねしたところ、行政の補完業務としての公益性があ
るためという答弁だったと思います。そこで述べられた業務というのはですね、行政の補完業
務というふうには該当しないし、その団体の固有の運動をしているに過ぎないというふうにし

うんですね。その団体が固有の運動をしているに過ぎないことについて、先ほどから紹介されているような多額の税金を補助金として出すのはおかしいと思いますので、それは述べておきたいと思います。

それで、あまり細かいことはというふうにも思うんだけど、税金のことですから、決算書を見るとお金が残ってますね。補助金が残ったとも考えられるわけですがけれども、補助金の返還については、どういうふうになっていますか。

○人権同和政策課長

決算書の一番下のほうに、各年度別に残額が残っております。これにつきましては、返還というよりも次年度の補助金の中から、その金額を差し引いて補助金として交付させていただいております。

○川上委員

実は部落解放同盟に対する補助金の問題では、本会議の質問で、過去、私の質問に対して、齊藤市長が今後は補助金のあり方について見直さなくてはならないというふうに答弁されたことがあります。しばらく前ということになりますけども、その齊藤市長の答弁以降ですね、どのようにこの補助金の問題について見直しがあっているのかですね、その効果はどういうふうになっているというふうに自己評価されているのか、お尋ねをします。

○人権同和政策課長

齊藤市長の答弁の中で見直しをしていくということで、私ども運営費補助から事業費補助のほうに転換を図ってまいっております。平成18年、合併当時は各解放同盟が、まだひとつになっておりませんでしたので、5887万円を交付しております。それからですね、答弁をさせていただいて、その中を精査させていただいて、いま事業費補助のほうに転換をさせていただいております。現在、平成27年予算ベースですけれども、2150万円というような補助金とさせていただいております。

○川上委員

総額が減ってきておることは、全体としてね、減少傾向にあることを認めますけれども、その内容が事業費補助に変わったというのは、数字を見ればそうじゃないということがわかるんですよ。それはもう先ほど言ったとおりです。基本的に人件費なんですよ。人が減れば人件費も縮小していくし、その程度なんですよ。だから補完業務をしていただいておりますということも、現実には、実情はそうじゃないということがわかりますし、人件費を補助しているというようなことが異常ですね、辞めるべきだという指摘をしたいと思います。

それからですね、次は、同和会館及び人権啓発センターに関することなんですけれども、この施設の名前を教えてください。

○人権同和政策課長

同和会館としましては、立岩会館という名称でございます。それから人権啓発センターにつきましては、穂波人権啓発センター、それから筑穂人権啓発センターという3館になっております。

○川上委員

この立岩会館を同和会館と言うのは、なぜですか。

○人権同和政策課長

名称のことでございますが、同和会館につきましては、当時、同和对策事業で設立されたという中で、現在この同和会館という名称を使わせていただいております。

○川上委員

これはね、先ほどもいったような納骨堂問題で言ったような主旨で改めるべきだと思います。それで立岩会館の利用状況をお尋ねします。

○人権同和政策課長

手元のほうの資料で今あるのが、25年度でございます。年間の利用者が4037名、それから、件数——。失礼しました年間の利用者数が4037名でございます。

○川上委員

その利用が、同和対策事業で利用しているのは、どのくらいを占めますか。

○人権同和政策課長

同和対策事業と言いましょか、館の目的に沿った部分で利用していただいておりますけれども、先ほど言いました団体と団体関係者というような件数に関しては、ちょっといま把握をしておりますけれども、多くはございます。

○川上委員

実は以前はですね、伊岐須会館も同和会館というくくりで人権同和推進課が担当していましたね。これはもう同和会館ではないんですね、あなた方の言うね。立岩会館をその条例から外さない理由は何ですか、伊岐須会館は外すけれども、立岩会館を外さないという理由。

○人権同和政策課長

同和会館という名称ですけれども、外さないと言いましょか。地域にとってやはりなじみがある名前のもとにですね、いま同和会館、立岩会館とさせていただきます。

○川上委員

じゃあ、もういつでも外せますね。だから同和会館条例から外して、伊岐須会館だって、もう外しているわけでしょう。同和対策事業やってないんだから、ここでは事業そのものが無いし、だから、これはもう外して、一般の管理に任せてね、人権同和政策課が管理するような必要がないんじゃないかと思うんだけど、どう思いますか。

○人権同和政策課長

今の質問でございませけれども、国の補助等がございませ。それで、その中でですね、やっておるわけですけれども、立岩会館を含めまして、隣保館、他のセンターもそうですけれども、地域社会全体の中で社会福祉向上の人権啓発をですね、住民交流の拠点となるというようなコミュニティセンターとして、いま現在、生活上の各種事業や人権課題の解決をするために、各種事業を行っております。

○川上委員

もうそろそろこのテーマについてはと思うんだけど。伊岐須会館ではいきいきサロンとかやってましたよね。地元の方が親しんで、陶芸とかやってたんですよ。あなた方がそれを、隣保館事業を廃止したためにね、その当時、伊岐須の人は立岩会館まで行かなくてはならなくなったということで大変困ったということだったんですよ。今も行かれています方あると思います。相当遠いですよ。この隣保館事業は、それはそれでやればいいじゃないですか、きちんと。そのこととね、同和会館として、そういう名称で管理しなければならないというのは別の問題だと思うんですよ。伊岐須会館は事実上、解放同盟がいま管理運営に参加しているでしょう。事務所があるのと同じ状態に今なっていますよ。そういうことはもちろん望まないけれども、職員を常時立岩会館に配置しなければならないという状況がね、本当にあるのかどうか考えたらどうですか。職員は基本的に本庁に集中して、そこから必要な仕事をしていくというふうにするほうがいいんじゃないかというふうにはちょっと思うんですね。

次はですね、人権同和啓発についてお尋ねをします。資料その1の8ページになりますね。右側になりますけれども、1に人権啓発等の企画立案に関することということがあります。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき」というふうになっていますけれども、本市との関係では何に基づいてね、仕事をしておるのか、お尋ねをします。

○人権同和政策課長

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律ということで、何に基づいているかということですが、この法律の中で、第5条、地方公共団体の責務ということが載っております。

地方公共団体は基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するというような根拠で、いま取り組んでいるところでございます。

○川上委員

そうなんですけど、じゃあ市で立案する場合は、何に基づくのかということをお聞きしたかったんですね。

○人権同和政策課長

実施計画の中にもございますけれども、人権が大切にされるまちづくりという推進に基づきまして、この私どもの業務を進めているところでございます。

○川上委員

飯塚市人権教育啓発実施計画に基づいて企画立案するんじゃないんですか。

○人権同和政策課長

総合計画のほうが、まだ上にごさいますして、指摘がございましたように、私どもについては、その中の人権教育啓発実施計画というのがございますので、それに基づいてやっているということでございます。

○川上委員

これはですね、平成24年から今年度までが実施計画期間でしょう。この間にいろんな取り組みをしたと思うんだけど、どういう積極面があったのかね、あるいはどういう否定的な面があったのか、その辺をどう考えているか、お尋ねしたいと思うんですけど。

○人権同和政策課長

この期間という質問でございますが、この中におきまして、大きくは人権教育・啓発推進協議会というのも立ち上げ、市のみならず、地域の方々の企業等で、この人権啓発を一体的に取り組もうというようなことが一番の成果ではないかなと思っております。

○川上委員

これが今年度で、この実施計画、任務終了ということになるんですよね。今後どうするつもりなのか、お尋ねをします。

○人権同和政策課長

今年度で、この計画をということでございます。平成27年度から新しい取り組みということで、実施計画でございますので、今年度中にですね、改めて今の社会情勢、それから人権啓発のさまざまな課題等を分析しながら、この計画のほうに新しく盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○川上委員

これ任務終了と言ったんですよ。そしたら引き続きこれが必要かどうかも含めてね、考えたほうが良いと思うんですよ。市の実施計画はですね、国の基本計画と比べると、顕著に相違しているところがあるんですよ。項目を見ただけでわかるんですけど、その国の基本計画と飯塚市の実施計画、一番違うところはどこですか。

○人権同和政策課長

一番違うというようなところの質問ですけれども、国は国全体の基本計画、それから飯塚市の実施計画につきましては、さまざま自治体によつての課題等があると思っておりますので、飯塚市のほうでは、そのようなところを国とは若干違うかもしれませんけど、そういうところが違うというふうに認識しております。

○川上委員

今年度で終了でしょう。総括なしにね、とにかくつくりますというのは、ただけないと思うんですよね。例えば、国の人権教育啓発に関する基本計画、平成23年の4月1日に閣議決定変更と書いているんですよ。私は、これを必ずしも肯定している訳ではないけども、内容全

般についてはですよ、ただね、課題としてこのように書いているんですよ。各人権課題に対する取り組みということで、まず1番が女性、2番が子ども、3番が高齢者、4番が障がい者、5番が同和問題、6番がアイヌの人々、7が外国人、8番がH I V感染者、ハンセン病患者等で、9が刑期を終えて出所した人、10番が犯罪被害者等、11番がインターネットによる人権侵害、12番が北朝鮮当局による拉致問題等、13番がその他なんですよ。これに対して飯塚市の場合はね、どこが違うかというと、同和問題が一番最初に来ているわけ。国は、先ほどから繰り返し言っていますけど、これ以上続けては逆効果という判断で、対策をやめようということにしたんですよ。もともと人権啓発というのは、憲法が保障した内心の自由をね、侵す危険性が非常に高い。しかも研修会参加人数なんか目標にして頑張るとね、どんどん侵してしまうんですよ。参加しなさいということになるわけ。それでね、こういったことも含めてよく振り返って反省しなければ、じゃあ終わったから、次をつくりましょうというのではね、いけないというふうに思うんですね。それで、ことしが最終年、これについては最終年ということのようですけども、これは、この間、NPO人権ネットいいつかという部落解放同盟が、全国方針でつくったNPOに人権啓発事業の委託をしていますね。それ間違いないですかね。

○人権同和政策課長

人権同和啓発事業の委託をしています。

○川上委員

この委託、業務委託は入札ですか。随意契約ですか。

○人権同和政策課長

随意契約でございます。

○川上委員

つまり市がこの団体にだけ特別に業務提携をしておるという関係ですね。それでいつからですか。この委託を始めたのは。

○人権同和政策課長

平成17年度からでございます。

○川上委員

人権ネットいいつかができた年からですね。それで平成25年から、この人権ネットいいつかが規模拡大していますね。メンバーの人数が。その理由をお尋ねします。

○人権同和政策課長

人権ネット、先ほど委員がおっしゃいました、NPOを立ち上げられたのは平成16年というふうに聞いておまして、17年、翌年からの委託になっております。それで、25年度に委託料がふえたということですが、それまで旧飯塚の人権啓発を委託しておりましたが、25年度に全市的に委託をするような関係で、委託料が増額になっているというふうになっております。

○川上委員

私が調べたところではね、市の職員が直接人権啓発事業に携わっていたわけけれども、それを廃止してですね、そこを人権ネットいいつかがカバーすると。そのために委託料がふえているわけですね。いくらからいくらにふえていますか。

○人権同和政策課長

金額につきましては、2883万2358円から4680万円に増額なっております。

○川上委員

市が直接やっていたのを廃止して、そのことによって、仕事の分量がふえたということで、この解放同盟のNPOに渡すお金が1800万円ぐらいふえたということになるんですかね。それでね、平成17年からの契約ということのようですけど、この間、ことしの契約まで総額でいくらか、計算ができますか。委託料の合計。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:41

再 開 13:43

委員会を再開いたします。

○人権同和政策課長

平成17年度から27年度、27年度につきましては、まだ予算レベルでございますが、約3億1000万円というふうになっております。

○川上委員

このNPOをつくって、人権啓発事業を市から委託を受けようというのは、部落解放同盟の方針です。補助金が少しずつ減ってきているという事実はあるんだけど、総額で3億円ですね。NPOに対しても3億円ですよ。だから、この10年間でね、ほぼ10年間で、6億円以上のお金が部落解放同盟ないし、その関連団体に投入されたというのがいま明らかになったわけです。そこで、それを皆さんにとっては、筋道がたつことかもしれないけど、市民から見ればね、筋道が非常に立ちにくい内容があるわけだけど、実際に、この行政の事務上についても逸脱した疑いがあります。それで、あまり時間をとらないけど、この際ですね、業務委託請負契約書、昨年度分、それから今年度分、仕様書を添えてですね、資料を出していただきたいと思うんですけども、委員長、取り計らいをお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねをいたします。いま、川上委員のほうから要求がありました資料につきましては、提出できますか。

○人権同和政策課長

ちょっと急なものですから、委員会資料というような記載はありませんけれども、その分でございますら提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:45

再 開 13:47

委員会を再開いたします。

○川上委員

資料ありがとうございます。手元にですね、平成26年4月1日付の業務委託請負契約書と、それから平成27年、ことしの4月1日付の業務委託請負契約書があります。発注者、受注者はそこに書いてあるとおりですね、これ見られてすぐ分かると思うんですけど、中ほどにある上記の業務について、発注者、飯塚市と、受注者云々というところが、前年度については、名前が書いてあるんだけど、今年度分については名前が書いていないんですね。これについては、この契約は有効なんですか。

○人権同和政策課長

ご指摘のとおり受注者の26年度は載っております。27年度は空白になっておりまして、注意を払いながら今後事務をしっかり進めていきたいと思っております。それと有効かどうかということでございますけれども、この契約についてはですね、有効であるというふうに契約のほうにも確認させていただいております。それと、先ほどの委員の質問の関連なんですけれ

ども、NPOの委託金がふえたというところがございますが、このことにつきましては、当時、先ほど委員のほうからお話がありましたが、職員が担当しておったところが、NPOに委託することによりまして、対費用効果もあったわけでございます。内容としましては、職員が、削減前と比べますと、削減後は1927万円増加しておりますけれども、NPOのほうのですね、人件費がその中で2896万円、そして事業費が約130万円削減になっておりまして、費用効果としては1100万円の費用効果があります。

○川上委員

じゃあ、先にそれ話しましょうか。もともとその必要でない、あるいは、してはならない業務があったわけですよ。それを市の職員がしておったわけ。やめたらそれでもよかったんですよ。それをやめたということで、だとすれば、その分浮くじゃないですか、お金のことだけ言えば。それで終わりでもよかったんですよ。ところが、部落解放同盟の方針でつくっている人権ネットいづかは、人員をふやさなくてはならないという事情があったんじゃないんですか。だから市の職員が減った分、私たちが埋めましょうという形になったんじゃないんですか。だから、出さなくていいお金をね、全体出さなくてもいいと思いますよ。けども、このときね、あなたがプラスマイナスと言ったんだけど、そのやめただけでよかったわけ。その仕事を人権ネットにまわしましたとか言うのはね、まやかしです、それは。それで費用対効果がどうのこうのと言うのも二重のまやかしですよ。それでね、どうしてそんなことを言うのかというのは、今からわかります。これはね、契約書見てくださいね。これは、書き漏らしですということで、人間だから、そういうことあるでしょうということになるでしょう。じゃあね、これをね、26年のとき、この契約書をどこで、交わした場所はどこですか。

○人権同和政策課長

こちらのNPOのほうから印鑑をついていただいたものを、こちらに持参して、こちらの本庁のほうで交わしたという形になります。

○川上委員

ことしの分はどういうになっています。

○人権同和政策課長

ことしの分につきましては、職員のほうが、NPOのほうに出向くことがございまして、ちょうどそちらのほうで契約書を用意していたということで、そちらをいただきまして、本庁のほうで契約を交わしたという形になっております。

○川上委員

ここに収入印紙がありますね。これ2万円の収入印紙ですよ。これなぜかと言うとね、4800万円だからですよ。4800万円というのはね、1億の半分ですよ。これをたまたま職員が行っておったので、預かって帰ってきたというわけですね。そういうことですか。

○人権同和政策課長

預かって帰ったということでございます。

○川上委員

額の多少にということではないと思うけれども、業務委託契約を、請負契約を相手側でね、契約を交わしてくるというようなことが他の業務委託でありますか。契約課長おられますかね。

○契約課長

契約課のほうで、外で契約を交わすということはございません。

○川上委員

企画調整部長、どう思われますか。この請負契約の交わり方というのを。

○人権同和政策課長

先ほどから契約を交わすというようなところを、外部でということがございますけれども、先ほど申しましたように、印鑑をついていただいた分をいただいて、最終的には押印は本庁で

押しておりますので、外部で契約、うちのほうから印鑑を持ってするというようなことではございません。

○川上委員

市長、もうこの程度ですよ。全然問題がわかってないね。これは、業者が本庁に来て、はんこ打つんじゃないんですか。たまたまついでで行ったときに、何の用で行ったんですか、大体。ついでで行ったときにもらってくるようなものですか。市長どう思われますか。これ、飯塚市の業務の通常ルールになってしまっているんですか。

○企画調整部長

細かな印鑑の押印と人の動きというのは、ちょっと詳細に把握はいたしておりませんが、先ほど契約課長が言いますように、本来であれば書類に押印したものを持ってきていただいて、市の職印を押したうえで、双方で取り交わすというのが役所のルールかなと思います。言われますとおり、契約の受注者の欄の名称も欠落いたしておりますので、その取り扱いについて、ちょっと軽率な部分があったかと思えます。今後につきましては、いま委員ご指摘のように、基本的なルールにのっとりつつ中で、手続きを進めたいと思います。今回の取り扱いにつきましては、そういった形で、契約書の書式及びやりとりの中で好ましくない点があったことについては、この場でお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

○川上委員

この最高決裁権者、誰ですか、この契約書の。市長じゃないですか。だからね、どうしてこういうことが起きるのかまで深めなければならんと思う。この背景にはね、部落解放同盟と飯塚市及びその幹部の馴れ合いがあるんですよ。これは市長のところから正していく、びしっと。でなければね、4800万円だろうが、いくらだろうがね、持って歩くぐらいのことになるわけでしょう。厳にね、戒めなければならんし、先例に絶対ならんようにしとかなないといけませんね。

次にですね、――

○委員長

続けていいです。

○川上委員

次はですね、解放子ども会、人権学級というふうに書いてあります。この解放子ども会には、活動の補助金も出ているようですけども、どういう状況に今なっているのかですね、お尋ねします。そもそも何なのかということも含めて。

○人権同和政策課長

解放子ども会に補助金というのは出しておりませんが、市のほうが行っている事業でございます。解放子ども会は子どもたちの人権啓発を含めて、教育補助ですか、そういうところで、子どもたちが差別に負けないような、差別にちゃんと言えるような人権啓発を図っているところでございます。

○川上委員

解放子ども会というのは、何とおっしゃいました。市が行っている事業、市が行っているんですか、解放子ども会の事業は。

○人権同和政策課長

解放子ども会は、市が行っている事業でございます。

○川上委員

解放子ども会、市が直接やっている事業なら規定があるでしょう。市の規定、どうなってます。

○人権同和政策課長

解放子ども会の分につきましては、解放子ども会事業実施要綱に基づきまして行っていると

ころでございます。

○川上委員

子ども会というのもありますね。子ども会というのは、市が事業をしているんですか、直接。

○人権同和政策課長

子ども会という各地区のほうですね、子ども会をやっているというふうに思っております。

(発言する者あり)

○委員長

答弁者がこの中にはおりません。

○川上委員

解放子ども会は飯塚市が行っている事業というふうにおっしゃいましたね。子ども会もありますよね。それは飯塚市はやってないですよ、直接事業では。多くのところは自治会がやっていますよね。この解放子ども会というのは、差別に負けない子どもを育てるとか、それは飯塚市がそのように育てるわけですか。

○人権同和政策課長

先ほど言いました要綱の目的のところなんですけれども、本事業は、少年期における人権啓発事業として、子どもたちが異なる年齢層と交流等を行うことを通して、差別を見抜く力を身につけるなど、差別に負けない子どもの育成を推進することを目的とするということで、実施主体は飯塚市となっております。

○川上委員

これももともとはね、部落解放同盟の解放子ども会です。ですから、部落解放同盟は狭山闘争だとか、文部省批判を繰り返すようなことをやってくる、裁判批判を繰り返してくるんだけど、その中で子どもたちを集めて集団登校をさせたり、あるいは学校の中で部落民宣言とかをさせてみたりね、部落問題の解消と反対のことをやってきたわけですよ。そのときに使われた子どもたちの子ども会が、解放同盟の子ども会が解放子ども会なんですよ。そのときのスローガンが、今あなたがおっしゃった差別に負けない子どもを育てるとか、そういうことなんですよ。それをね、飯塚市が事業でやっているとかいうのはね、とんでもないことだと思います。これについては、また別の機会もあると思いますので、質問します。人権同和推進に関する質問はこれで終わります。

○委員長

続きまして、6ページ、男女共同参画オンブズパーソン等について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

人権と差別の問題ということで言えばですね、この男女共同参画問題も非常に重要なことなんですよね。それで男女共同参画推進条例があるわけなんですけれども、この中で制定時から、オンブズパーソンをきちんとつくるということが、かなり大きなテーマとして話がされております。それから随分大きな役割を、この条例を果たしてきたと思うんですけれども、このオンブズパーソン設置の意義についてですね、市がどのように捉えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○男女共同参画推進課長

設置の意義につきましては、いま質問委員ご指摘のとおり、飯塚市男女共同参画推進条例第20条において定めております。市が実施します参画施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められます施策、もしくは措置についての苦情を処理し、および性別による差別的取り扱い、その他男女共同参画社会形成を阻害する要因による人権侵害を受けた場合における被害者等の救済等を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された市の附属機関でございます。

○川上委員

私はこのオンブズパーソンというのは、この条例の中でも特別な意義を持つ者だと思いますけど、さまざまに相談があつてきていると思うんですけども、実情をちょっと聞かせてください。

○男女共同参画推進課長

このオンブズパーソンの実情としましては、ここ数年苦情の申し出はあつておりません。その理由としましては、現在、男女共同参画推進センターサックスにおいて、女性のための相談事業として、女性弁護士による法律相談、女性相談員による一般相談、県労働者支援事務所の相談員による職場の悩み相談、同じく県労働者支援事務所の就業アドバイザーによる就業支援相談という4種類の形態で相談事業を実施しております。この相談事業の中で一定の成果を上げ、オンブズパーソンの申し出にまで至っていないと考えております。今後とも更に周知徹底を図り、市民ニーズに応じた適切な対応に努めたいと考えております。

○川上委員

それについては、わかりました。

次は、その1の最後のページ、9ページにあります情報推進課なんですけど、この中でですね、左側の下から3行目くらいに、電子自治体構築に向けた取り組み及び庁内における社会保障、税番号制度、マイナンバーに関する総合調整を行つていきますとあります。今朝の朝刊、びっくりしましたね。ウイルス付きファイルをワンクリックただけで125万件流失というわけでしょう。このマイナンバー、まだ法も通つてませんが、それを先取りして準備を図つていかななくてはならないということを書いてあるようなんですけども、どういうふうに、きょうの報道を見て、これからどうしたら良いかということについてお考えかですね、お尋ねします。

○情報化推進担当次長

昨夜の報道等を見まして、当然、担当課でございますので、システムに関するセキュリティに関しては、常にアンテナを張つてるところでございますが、今回の事案をよく見てみますと、人のミスから招いた事件が、個人情報漏えいについてはほとんどだというふうに思っております。これまでもたくさんの情報漏えいが新聞紙上でにぎわせてきましたけど、そのほとんどが個人のミス、その人の担当のうっかりミスであるとか、知らないことによる情報の漏えいがほとんどだというふうに思っています。今回の分も、たまたま送られてきたメールを開けて、それがもとでパソコンの中に不正なウイルスが常駐して、そこを拠点に情報が漏れていったというのが実情でございます。ですから、飯塚市においても、うっかりそういった不審なメールを開かないように啓発をするだとか、不要なホームページにいかないだとか、そういったことの啓発に努めてまいりたいというふうには思っております。

○川上委員

わかりました。私はこのマイナンバー制度そのものがですね、無理してつくる必要がないというふうに思うんですね。国がその法律つくるだろうということで、準備をする心構えはいいけども、本質的な弱点があるわけだから、国に対して困りますというのを言ってもらいたいです。ワンクリックで125万人。この質問を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、企画調整部についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:11

再 開 14:20

委員会を再開いたします。

次に、総務部について質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています、1 ページ、情報公開、個人情報保護等について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

情報公開と個人情報保護の重要性については、その2の1 ページ、5 番に記載があります。私は自分の経験から言って、ともするとですね、市が情報を出さないために情報公開条例を使っているのかなと思うくらいときがあるんですよね。公開情報であるのに、情報公開でやってくださいと求められたこともあります。大変驚くわけですけども、この際ですね、情報公開というのは、ここに書いてあるとおりですね、条例の趣旨に基づいてですね、窓口だけではなくて、各課が対応できるように、まず要望しておきたいと思います。それで情報公開は、申請から何日以内に手続きをしないとイケないというふうになっていますか。

○総務課長

請求があった日の翌日から起算して14日以内というふうになっております。

○川上委員

私は手続きにのったものはですね、飯塚市は比較的ね、期限内ということ急いでおられると思うんですよ。これについてはね、飯塚市は引き続き頑張ってもらいたいと思います。職員、大変なところがあると思うんだけど。なぜこう言うかと言うとですね、福岡県の手続きが期限内を超えることがままあるわけですね。それで、きちんとしたところがいくつもないとね、ほかのところにも悪影響を及ぼす可能性があるの、いいところはね、引き続き頑張ってもらいたいと思うわけですね。

それからもう1点聞きたいと思います。開示できないという決定をする場合がありますね。その場合異議申し立てがあろうかと思えますけれども、異議申し立てはどのくらいあっていますか。

○総務課長

申し訳ありません。手元にちょっと数字を持ち合わせていませんので、後で答えさせていただきますと思います。

○川上委員

異議申し立ての内容にもよると思うんですけども、私は飯塚市の情報公開の対象文書としてはですね、職員が持ち歩いている手帳、これに公務のことを記載しますね。それについては開示請求対象だと考えている訳ですよ。多くの市民がね、そのようには思っていないですね。何か大げさに言うと市長の判こがついた、いわゆる公文書、これだけが対象文書だと思われているようです。実は情報公開条例が対象とする文書は、先ほど言ったようなところまで幅広くしていると、私は思っているんですけど、それについての見解を1度聞いておきたいと思えます。

○総務課長

お尋ねのメモ等につきましては、情報公開対象となる情報か、個人メモかというふうな判断につきましては、外形的な要件で決まるものではなく、組織的な利用または保存がなされていたかどうかで決まるというふうな形になっておりますので、そういうふうな判断をさせていただきますと思います。

○川上委員

そのまま認めるわけにはいかないけれどもということのようですけども、そうしたものが公開対象文書だということを、職員の方も理解しておってもらいたい。個人情報がある場合もあるでしょう。それは墨で消して出すことになりますから。それともう1つね、情報公開については、保有する文書または保有すべき文書ということになっているんですね。だから、持っていないよというのはね、持っていないから出せませんよというのでは済まないことがあるん

です。例えば、ある補助金団体と市が夏の交渉とかするでしょう。文書をつくるでしょう。共産党が資料要求するじゃないですか、開示請求するでしょう。そうすると、具合が悪いと考える人がおった場合はね、文書をつくらないわけですね。文書がないというふうに言われることもあるわけです。ところが、そういう団体ときちんと交渉しているのに、記録がないとかいうのはあり得ないわけですね。なかったらなかったで、つくって情報公開開示請求に応えなければならぬということもあると思いますので、そのことを述べておきたいと思います。この項の質問は終わります。

○委員長

先ほどの質問は、審査の間に答弁していただきたいと思います。

次に、２ページ、新庁舎建設について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

新庁舎建設については、資料その２のですね、２ページの１３番に入ります。それで、もう隣で解体が済んで基礎の工事が始まっているんですけども、改めてスケジュールがどうなっているかですね、お尋ねをします。

○総務課長

今年度のスケジュールということによろしいでしょうか。今後の建設の工程についてということによろしいですか。５月から６月にかけて山留工事、それから６月の終わりから７月にかけて杭工事、それから７月の終わりから９月上旬にかけて掘削埋め戻しの工事、それから９月から１１月にかけて基礎免震付帯工事、それから１２月から地上鉄骨工事、それから２月から各階の設備の内装工事というふうな形で進んでまいります。それから２９年２月に一応竣工いたしまして、２９年の５月に新庁舎の開庁というふうな形になりまして、６月から既存の本体の解体工事、前面駐車場の整備工事、３０年５月に第２別館の解体工事、７月に第２別館の公用車駐車場の整備工事、１２月に第３駐車場に有料駐車場の整備というふうな形で流れていきます。

○川上委員

先ほどから質疑をしてまいりましたけれども、総合計画マスタープラン、それから立地適正化計画などを見直していく時期が、ちょうど建設期間ということになるんですね、市としてはね。新しい総合計画だとか立地適正化計画だとか、飯塚市の新しい発展を目指そうというときに、この庁舎ができるということになるんだけど、そうしたことに十分に役立つ庁舎かどうかということも考えるわけですよ。そのような非常に広域な中で、住民の福祉増進を第一に掲げるとするんだけど、それが取り組めるような過疎地対策とか辺地対策は取り組めるような役所であるかどうか。皆さんとしては、どういう特徴を持った庁舎と考えているかですね、お尋ねしたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 １４：３２

再 開 １４：３２

委員会を再開いたします。

○総務課長

新庁舎のコンセプトといたしましては、シンプルでわかりやすい庁舎、市民のシンボルとしての庁舎、変化し続ける庁舎、環境に優しい庁舎、災害に強い庁舎というふうなことを考えております。

○川上委員

共産党はね、この建物を改修したら３７億円でいけますよと、最初に言ったのは飯塚市なんですよ。だからこれをプラスマイナスあるかもしれないけども、この場できちんと改修して、

穂波、筑穂、その他の庁舎を生かしてね、そして場合によってはもっと過疎地、辺地と言われているところの付近にもね、市の施設をつくって、この広域化している状態の中で福祉、防災、さまざまなサービスが身近に行われるようなシステムができやしないかということ提案してきたと思うんですよ。そうするとね、1市4町の合併協定項目、A項目違反にならないんですよ。で、飯塚市はね、この合併時のA項目協定違反の状態、130億円かけて新庁舎をつくりかかっているという事実をね、ずっと考えとかなきゃいけない。で、この事実はね、人の記憶になってずっと残るんですよ。3世代くらい、少なくとも。協定項目違反の市庁舎だって残るわけです。それで皆さん方はね、私とは考え方が違うようなんだけど、住民の声をきちんと受けとめていく、あるいは住民の共感を広げていくという仕事は、いずれにしても重要でしょう。で、この住民の声をね、できあがってから聞くとかさ、一番最初に聞きましたからではなくて、適宜聞いていく、共感を広げていくという仕事が本当は必要だと思うんだけど。それについてね、どうお考えかをお尋ねします。

○総務課長

新庁舎の建設につきましては、市民の声ということで、23年の9月には市民意見の募集、同年11月には市民5000人を対象に市民アンケートを、24年の5月には本庁舎整備方針についての市民意見募集、それから24年の8月には新庁舎建設基本計画に対する市民意見の募集、それから24年の8月には市民に対する説明会を5カ所で行っております。また、25年の9月には平面配置計画につきまして市民意見の募集等を行い、市民の意見も聞いているところでございます。

○川上委員

それは認めております。大事なことをされたと思っております。それにそれで終わりにしないということ先ほども、私は述べた。それで、実は昨年9月12月と新庁舎事業費が増したということで、その説明を求める住民説明会の開催に関する請願というのが議会に出されたですね。それでご承知のとおり2回とも不採択となっているんですけども、よくよく答弁などを聞いておられますとね、市長は説明しないというふうには一度も言っていないんですよ。どういうふうに言われたんですかね。執行部からの答弁は。

○総務課長

9月の庁舎建設特別委員会の中での答弁がございすけども、住民説明会につきましては、規模等が変わっておりませんので開催する予定はございませんが、住民の皆様にはこの金額が増大になったことに合わせまして、これまでの計画の進捗状況なり今後のスケジュール等も含めた中で市報、ホームページ等で広報していきたいというふうに考えておりますと述べております。また、3月20日の庁舎建設特別委員会の中におきましては、今後につきましても、問い合わせがあれば、その都度こちらから出向いてご説明する機会是对応したいというふうに考えておりますというふうに答弁しています。

○川上委員

9月の段階では説明会の予定はないというふうに答弁があっているんですけど、予定がないと。しかし情報発信はしますよということなんですよ。だから、9月の段階では住民説明会はしませんというふうには絶対言っていないですよ。で、半年経って3月はどういう答弁かと言うとですね、この事業費がふえたことについて問い合わせがあれば、その都度、出向いて説明なりして対応すると、非常に前向きの答弁に変わっているわけですよ。変わっていると言うか、前進していると言うか、だから議会は、この住民説明会の開催を求める請願については、不採択としたけれども、行政の側はね、希望があれば説明対応しますよということになっているわけですね。この立場は今も変わっていませんか。

○総務課長

先ほど申し上げましたように、開催する予定はございませんとしたうえで、市報、ホーム

ページ等で広報してまいったわけでございますけども、3月の段階でも答弁しておりますが、ホームページにアップし、市報に2ページにわたって掲載いたしました。説明を直接的に求められた方は実際お2人しかいなかったというふうな状況でございます。意外と少ないような状況だったというふうな感覚で捉えております。そういうことで個別にお問い合わせ等があれば、それに対応させていただきたいというふうに考えておまして、説明会を開催する予定はございません。

○川上委員

説明会のことは聞いておりませんので、答弁はいいません。今後問い合わせがあれば、その都度、出向いて説明なり対応するという立場は変わっていないという答弁を今されましたので、それは確認しておきたいと思えます。それで、重要なのはそもそも新庁舎を建てるかどうかについて、市民の意見は、その比率はわかりませんが、まだ分かれているところあるわけですよ。それから106億円ならね、その程度ならいいと思っていたけれど、130億円ともなると、ちょっと考えものだという方もおられるんですよ。で、これが、将来にわたって、住民の意識のね、分裂というか、そういうことに将来までわたたらよくないと思うんですよ。それで、きちんと住民の皆さんと、少なくとも多くても、その説明を求められたらね、出向いて説明する、対応するというところでいってほしいと思えます。私自身はですね、事業費がふえたことだけではなくて、この市役所の先ほど聞きましたコンセプトね、広域化している飯塚市の、先ほど言いましたけども、どこに住んでいても必要なサービスがきちんと受けられる、そのための市役所ですよ。1カ所に大きいのがどんとあれば済むというわけにもいかない。そういう考え方の方も少なくないと思うんですよ。身近なところにね、市役所があってほしいと、あるいは市役所の機能が。だからそういうことについてもね、話し合いができるような努力をしてもらいたいと思えます。齊藤市長はもともと、タウンミーティングとかね、食事をしながら懇談されたこともありますよね。そういういろんな工夫をされてきていると思うんですよ。それを辞める必要はないから、いろいろ住民と身近に話し合っていくという事をね、再開してもらいたいと思えます、この問題でも。要望しておきます。新庁舎問題についての質問を終わります。

○委員長

続きまして、3ページ、防犯・暴力団等排除について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

かなりこわもてのテーマですけれども、私がお聞きしたいのは防犯灯です。3ページの右側の下のほうにですね、防犯灯について平成25年度にいろいろ新しい事業を行ったと書いてあるんですけれども、それそのものの状況とですね、その後の効果、どう評価してるかですね、お尋ねしたいと思うんですけれども、答弁を求めます。

○防災安全課長

このLED化につきましては、市管理分が約2000本、それから自治会管理分については約1万本、合計1万2000本について、10年間のリース契約を行っております。また内容としまして、まずリース業者を決定いたしまして、その施工については市内の業者さんを使っただけというふうな形でしております。また市民の方からは、LED化にして明るくなったというような声を聞いております。

○川上委員

良いことがありましたというご説明ですけれども、この導入に至る経過はどういうことなのか、お尋ねをします。

○防災安全課長

まず、この事業につきましては、平成25年度、環境省の補助事業を活用いたしまして、当初、市管理の分をとということでございましたが、その分の約5倍程度の自治会の分がございま

したので、自治会の分も含めまして、一括でこの事業を進めたというわけでございます。

○川上委員

ありがとうございました。この質問を終わります。

○委員長

ここで、さきの情報公開異議申し立て件数についての答弁をお願いします。

○総務課長

申し訳ありませんでした。情報公開の異議申し立て件数につきましては、平成25年度が1件、平成26年度は0件というふうな状況でございました。

○委員長

次に、5ページ、防災危機管理監の業務について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料その2の5ページ、防災危機管理監、「監」は監督の「監」ですね。この業務について、読んでもわかりにくいんですよね。どういう業務なんだろうと思うんですけども、それで少し説明を求めたいと思います。まず、このポジションをつくった経過をお尋ねします。

○人事課長

危機管理監の経過ということでございますけれども、自治体の危機管理体制につきましては、多くの専門家からも、危機事案に対応できているところが多くはないというコメントもございました。自治体のほとんどでは、恒常的な業務を通常多く持っております。また、専門的教育を受けている職員も決して多くない。また、実際には災害対応を行った経験のある職員もいないということ。それから災害対策本部を開設する、または開設した必要性の判断、そういった必要な場面において被害予想や災害の応急対応の要領を検討するにしても、自治体内でそれをイメージできる職員が限られているというようなことがございます。そのように防災危機管理に関する経験を持つ職員が少ない中、防災関係機関との連携強化や災害応急対策の推進、それから防災訓練の企画、指導など、災害に即応できる組織体制を強化、構築したいという考えに基づきまして、昨年度の8月より、この防災危機管理監を設置したところでございます。

○川上委員

きっかけがわからないんですよね。飯塚市が、いま課長が答弁されたような問題意識で防衛省なり国の機関に要望をしたのか。あるいは自衛隊のほうからね、OBが生じたので、貢献できるということで案内があったのか、その辺のきっかけがわからないんですね。

○人事課長

これにつきまして、本市におきましては、平成25年度より総務部内に防災安全課を設置いたしております。以前は総務課でございましたけども、防災安全課を設置したところであります。その際におきましてさらなる防災の向上、企画推進ということで、そういう専門的な、先ほど少し申しましたけれども、他自治体におきまして、そういう専門職を配置して、そういう災害体制の強化に取り組んでいるというのもございました関係で、そういった職務を担っていただく方としては、自衛隊のほうのOBの方、特に幹部職を経験された方につきましては、指揮官としての災害派遣現場での経験、それから災害場面での図上訓練など数多くの経験、知見を有しておられますことから、私どものほうから自衛隊のほうにそういった方の推薦をお願いをし、自衛隊のほうから適任者の推薦をいただいて、現在の管理監を採用したというところでございます。

○川上委員

その防災及び危機管理に関するということになってますけど、防災はどういうことを想定していますか。また、危機管理という場合、何の危機を想定していますか。

○人事課長

この危機管理監の業務の概要のところにも書いておりますけども、防災体制の強化という

ところで、ひとたび災害が起これば、災害対策警戒本部、それから対策本部等を設けるわけですが、このときのいわゆる指揮、指導等を、当然、本部長としては市長でございませうけれども、警戒本部としては総務部長が行ってまいります。そういったところへの助言、アドバイス等を行っていただくというようなもの。それから、当然、災害はいつ起こるかわかりませうけれども、そういったときでも、いつでも災害が起きたときに、そのような初期対応ができるような職員を育成、啓発していきたいというこの趣旨に基づいて、こういった専門的な知識を有する方をお願いしたというところでございませう。

○川上委員

その半分はわかりました。その防災の中には書いてないけれども、大規模火災というのを書いてないでしょう。もうちょっと検討したほうがいいかもしれませんね。それから、その危機管理の危機というのがよくわからないということで質問したんですけど。答弁なかったですね。

○人事課長

この危機管理というところの趣旨につきましては、所掌事務の3番のところにも少し書いておりますけれども、いわゆる各所管課におきましてBCP、いわゆる業務継続計画、例えば新型インフルエンザが流行したときに、その事業を行っていくためにはどうするかというようなものの計画等がございませうけれども、こういったものにもご意見をいただくというようなところの部分もございませう。

○川上委員

新型インフルエンザの危機管理のために自衛隊のOBが来るわけですか。不自然やね。だって、ほかにもあるでしょう、危機。ほかにはないですか。

○総務部長

いまBCP、事業継続計画の計画策定支援ということの業務が、この危機管理監の業務として挙がっておりますので、例えばということで、新型インフルエンザの例を挙げてご説明いたしましたが、私たち行政事務を行っていくうえで、さまざまな危機管理を行っていく必要がありますので、行政全般にわたる危機管理というふうに捕らえていただいて結構だと思います。

○川上委員

結局、何が危機かわからないということですかね。ここに国民保護と書いているじゃないですか。で、国民保護法というのがありますね。あなた方も計画をつくってるじゃないですか。これは急迫不正の事態が、外国の勢力から起こったときなどに対して、国民を保護するよというのが重要なんですよ。日本がそういう外国勢力によって、重大な危機のおとしめられる、これを想定した上での、この危機管理監の配置ではないのですか。違うんですか。

○総務部長

所掌事務に書いてありますとおり、その部分も含めたところでの採用をさせていただいております。

○川上委員

今日のように、安倍首相、安倍内閣がね、安保法制ということで、これまで憲法9条のもとで戦争をしない国ということになっていたのが、海外のね、米軍が外国で行う戦争にも自衛隊が投入できるような、そういう法案が出て、夏までに通すということで安倍さん張り切っているんだけど、国民のほうはちょっと待てという世論が高まっていますよね。こういうことになってくると、若い自衛隊員が海外で命を落としたり、また人の命を奪うと、民間人の命を奪うかもしれない、そういう非常に危険な局面があるんだけど、皆さんも心配されているでしょう、そのことについて。同時に、状況いかんによっては、我が国の国内で不穏な事態が生じる危険性も言われてますよね。それに早くもね、自衛隊がその対応準備ということで、OBを飯塚市に配置してきたのかなというふうにご心配するわけ。水害対策とかね、こういう風水害対策、火災とか原発の心配もありますよ。こうしたことだったら消防のOBに頼んでもいいわけですよ。

プロですよ。自衛隊のOBよりもっとプロかもしれない。その防災という点で言えば。それが自衛隊のOBをわざわざ要請し配置されるというところにね、そういう時代になったのかなど、本当に大丈夫かと、それぐらいなら少しあれになりますけれども、安倍さんにちょっと思いとどまってもらってね、安保健法は撤回してもらおうという声を、私は地方自治体、首長、議会が上げるといのが、いま急がれるのではないかなと思うくらいですけど、質問を終わります。

○委員長

次に、6ページ、職員の福利厚生、健康管理等について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

近年ですね、さまざまな国の制度改革と言うか、改悪が相次いでですね、例えば介護保険関係などによって職員の業務が全般としてふえていくという状況の中で、正規職員が減少している。したがって幹部職員も減っているわけですよ。これによって職員の健康が非常に心配なんだけれども、最近の状況、特徴について、どういうふうに把握されているか、お尋ねしたいと思います。

○人事課長

職員の健康について、状況ということでございますので、まずは職員の休職の推移の状況、これについて少しお答えをさせていただきたいと思っております。同一疾病により心身等の故障で、90日以上休む場合に休職の扱いということになりますけれども、これの平成21年度から25年度まで、いま公表しておりますのは25年度までですので、25年度までの数字で申し上げますけれども、21年度が30人、22年度が19人、23年度が24人、24年度が21人、そして25年度が17人となっている状況でございます。病休の扱いとしては減少傾向というふうになっております。それからこの内訳といたしましては、いわゆる身体の故障、それといわゆる心の病と申しますか、精神の病等がございますけれども、心の病の部分につきましても、この数字と同様、やや減少傾向という状況でございます。

(無線放送あり)

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:01

再 開 15:10

委員会を再開いたします。

引き続き、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

先ほど職員の方の病休の状況についてご説明がありました。私は今の時代に、地方自治体の公共団体の仕事、非常に大きな役割があると思っております。したがって、本来なら市職員の皆さんの仕事に対する喜びも大きいと思うんですけども、先ほど言ったような事情も含めてですね、苦しみも負担感も大きくなっているのではないかなと思うんですね。この病休90日以上というふうに基準を言われましたけども、ここに至らないまでも、非常に心身を痛めてね、苦しんでいる職員もおられると思うので、そこにも思いをはせておく必要があるのではないかと。それで必要な健康管理とかですね、職員をふやすとか、そういうことも考えていく必要があると思っております。同時にですね、通告に括弧で書いております。市役所は正規職員が減る一方で、非正規の方々や派遣職員の方々も非常にふえておるんですね。それで同じ労働環境のもとに大体あるだろうと思うんですよ、空調だとか照度だとか。それで、市の職員だけのことを考えるのではなくて、当たり前と言えば当たり前なんだけども、事業者としての責任がどこまで及ぶのかというふうに言われるのかもしれないですけど、同じ空間で働いているこういった非正規職員、派遣労働者の労働安全についてもですね、心を寄せておく必要があるだろうと思っておりますので、これは申し添えておきたいと思っております。この項の質問は終わります。

○委員長

続きまして、8ページ、契約系の業務等について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

契約課について通告を出しましたけれども、今後、継続的に総務委員会で審査対象になると思われますので、1つだけ聞かせてください。各地で、民間にしろ、公共にしろ、事業が非常にふえていて、なかなか公共工事に業者が見つからないというような状況もあるように聞いております。そこでこの間、それだけが理由とは限りませんが、入札が不調になった例がどのくらいあるのかですね、特徴も含めて、答弁を求めます。

○契約課長

平成26年度では、いま委員ご指摘の入札案件中止が20案件発生しております。この20案件なのですが、建築のほうで積算が合わないということで4件が中止になりまして、ご存知のように建築工事と付帯して専門工事が発注されるわけなのですが、4件の建築工事中心に伴いまして、建築が中止になりますと専門工事は入れませんので、4件の中止と連動する形で12件の専門工事が中止になりました。それと、あとは会社等の都合により入札案件には参加できないという案件が4件ございまして、計20件が中止になったものでございます。

○川上委員

なかなか厳しい状況があるようですけども、市の担当課のほうで業者を見つけてきてですね、この業者で入札させてくれというようなことがないようですね、指摘をしておきたいと思えます。この質問は終わります。

○委員長

次に、10ページ、事務の概要等について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

これは通告、私が書き間違っていますかね。選挙管理委員会、その2の10ページですけども、その下のほうですね、事務の概要等については省略をして、その下の憲法改正の国民投票に関することという一文を見つけたんですけども、どうしてこういうのが入っているのか、質問したいと思います。

○選挙管理委員会事務局長

憲法改正の国民投票につきましては、広報・周知等につきまして、これは市区町村の選挙管理委員会が、その事務等を行うような形になっておりますので、事業の概要として掲げているものでございます。

○川上委員

これはずっと書き続けているんですか。

○選挙管理委員会事務局長

前回の所管事務調査資料のほうでも、この点については掲げております。この法律につきましては、平成19年5月18日に交付、平成22年5月18日から施行というふうな形になっておりますので、それ以降、事業として挙げております。

○川上委員

安倍首相が憲法改正発議の提案をしようと言っているのは、憲法9条を狙い撃ちしたものだですね。そのほか環境権だとかいろいろ言っているのがあるんだけど、環境権は現在の憲法の中でも保障されているんですよ。したがって安倍首相が、いま自民党総裁として憲法改正を提案してきているのは9条です。特に自衛隊を国防軍と切り替えて、それから戒厳令の規定だって置こうかという状況でしょう。だから現在の憲法を遵守して頑張らなければならない公務員が、我々なわけだから、発議もされていないようなことをね、わざわざ書かないといけないのかということについては、非常に疑問があります。何か答弁したいことがあったら、答弁してください。

○委員長

この質問はいいですか。

次に、11ページ、財政援助団体への監査等について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料その2の11ページ、左の中ほどにですね、財政援助団体等監査があります。財政援助団体監査対象団体名を挙げてください。

○監査事務局長

財政援助団体監査の対象団体は、飯塚市から原則として1000万円以上の補助金を3年以上引き続き受けている団体を対象といたしております、その団体は7団体ございます。7団体の内訳は、飯塚研究開発機構、福岡ソフトウェアセンター、部落解放同盟飯塚市協議会、飯塚シルバー人材センター、久保白ダム土地改良区、飯塚観光協会、飯塚市社会福祉協議会、以上の7団体でございます。

○川上委員

7団体と。これは定期監査をしていると思うんだけど、どのようにされていますか。

○監査事務局長

監査の主な着眼点といたしまして、事業計画書、予算書及び決算書等、所管部局へ提出した補助金交付申請書、実績報告書等が符合するかとか、事業が計画及び交付条件に従って実施され、効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。そういったことを主眼として監査を実施いたしております。

○川上委員

いま言われたことは、当然と思うんですよね。ただ、私は監査事務局の仕事というのは、と同時に、そもそもこの補助金が、財政援助が、政策的に適当かどうかというまで踏み込んでね、ものを言う権限があるだろうと思うんですよ。数字が合っていますとかね、規定との関係で適正に処理とかいう以上の、それは事務局と言うか、監査の仕事になるのではないかという気もしますけど、それを支えるのは事務局の仕事でもあろうと思うんでね、政策的にこれいいのかということについてもね、その権限に基づいて、ものを言うようにされたらどうかと思うんですけど、いかがですか。

○監査事務局長

その件につきましては、監査委員の方と相談しながらですね、そういう方向性があるのであれば検討していきたいと思えます。

○川上委員

じゃあ最後に、毎年、全団体の監査をしておるのか。それとも、このように分けてしていますということなのかなですね、そうであれば、ことはどこをするつもりなのか、お尋ねします。

○監査事務局長

監査業務は定期監査とか指定管理者監査、財政援助団体の監査等がございまして、財政援助団体につきましては、7団体を2年周期で実施いたしております。26年度につきましては、飯塚市社会福祉協議会、飯塚市観光協会、部落解放同盟飯塚市協議会の3団体を実施いたしております、本年度、平成27年度につきましては、シルバー人材センター、久保白ダム土地改良区、飯塚研究開発機構、福岡ソフトウェアセンターの4団体の監査を予定しております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、総務部についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 23

再 開 15:24

委員会を再開いたします。

次に、財務部について質疑を許します。

まず、質問事項一覧表に記載されております、1ページ、市債、基金等について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料その3の1ページですね。右側に5番、6番と市債に関すること、基金についてとあります。この借金がどのくらい今あって、これがふえているのか、減っているのか。それから基金、市の貯金がどのくらいあって、ふえているのか、減っているのかについては、市民の大きな関心事なんですね。それでことあるたびに明らかにしておく必要があると思うんですけど、そういう趣旨で市債の現在高と見通しについて、お尋ねをしたいと思います。

○財政課長

市債の状況、それから基金の状況ということですが、資料を付けておりますが、3ページにございます。3ページの下の方から6行目に積立金現在高というのがございます。これが基金になるわけですが、基金につきましては、平成18年の合併当時、136億6000万円となっております。平成21年には127億1400万と減少して、平成22年度からは増加に転じております。平成25年度には211億5600万円となっております。この21年までの減少の要因につきましては、合併後の厳しい財政状況が続きまして、基金を取り崩して収支をとっていましたが、平成22年度以降は、行改の取り組みなどによりまして増加に転じ、平成22年度以降は取り崩しを行わずに財政運営を行っているところでございます。今後、交付税の特例措置などが終了になるにつれて、交付税の減額ということもございますので、それから合併特例債もなくなる。そういったことから、この基金については、今から先、減少の傾向になるということを見込んでおりますが、今後とも健全な財政運営を行っていく必要があると考えております。

それから市債につきましては、その下の地方債現在高というのがございます。平成18年度が653億8600万円、23年度には500億8600万円と年々減少いたしておりましたが、平成24年度からは増加に転じておまして、平成25年度は557億4100万円となっております。23年度までの減少の要因につきましては、国の施策によります交付税の一部が臨時財政対策債に振り替えられていることや、起債の償還を行ったことによるものでございます。また24年度から増加に転じておりますことは、いま現在、大きな主要事業を行っておりますので、合併特例債等を中心にしてですね、活用しておりますので、その事業の増加によるもので、今後26年、7年まで、大きく合併特例債の活用もございますので、この分については、若干ふえていくという形を見込んでおります。

○川上委員

それぞれのですね、市債についても答弁がありました。それで、基金、市債、合わせてでいいと思うんですけど、今年度末見込みをですね、この際、お尋ねしておきます。

○財政課長

まず、市債の今年度、27年度末の現在高見込み、これは当初予算27年度の当初予算の状況ですけども約984億8000万円になっています。それから、基金でございますけども、基金が239億5000万円になっています。いま普通会計で申し上げておりましたので、普通会計に揃えます。申し訳ありません。普通会計で市債は727億4600万円になります。727億4600万円になります。それから基金でございますけども、基金につきましては、206億4400万になります。

○川上委員

財政調整基金の今年度末の見通しはいくらですか。

○財政課長

財政調整基金ですけれども、約67億9900万です。

○川上委員

合併当初ですね、合併特例債534億でしたかね、枠が。これを新市建設計画の中で100%利活用と、こういう提案があって、とんでもない話だと言ってきたことがあるんだけど、今は100%利活用というふうには言っていないんですかね。

○財政課長

合併特例債でございますけども、活用の限度額は469億2800万円に対しまして、現在341億9400万の活用を行っております。

○川上委員

469億になっているんですか。それで、これは実勢としてはどの程度まで考えているんですか、もう大概ふえていると思いますけど。469億を100%利活用という思想になっているんですかね。

○財政課長

平成24年の11月に財政の見通しとそれとともに、それのもとになります公共施設の整備のあり方、それ以外の事業費を含めて見通しを立てておりますが、その中では、合併特例債、これについては100%の活用をさせていただくということでの財政見通しを立てておりますので、現在のところは32年度までの活用を100%で考えております。

○川上委員

非常に危険だということは警告しておきたいと思います。質問終わります。

○委員長

次に、4ページ、第2次行政財政改革等について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

合併前からですね、1市4町それぞれの自治体で、行財政改革に取り組むよう国から指導があったと思います。で、特に1997年あたりからですね、先ほど言った1997年その頃からなんです。それで旧飯塚の場合でも、さまざまな取り組みがなされてきていたんだけど、合併前にそれぞれ取り組んでいた行財政改革については、一旦その総括というか、反省しなければならないところがあったと思うんですね。それで、私は福祉を削ってね、ある方の言葉を使えば、ちまちまと貯めてどんと無駄遣いにまわすというようなことでは行財政改革の意味がないと。行財政改革というのは、福祉の充実のために行うのであってね、そういった形で、発想で、いま市が取り組んでいるこの行財政改革、どうなのかという検討をしなければならんと思うんだけど、それについて、ここには第2次行財政改革前期実施計画、25年9月というのがあるんだけど、今の段階で市としてはどのように考えてあるのかですね、お尋ねをしておきたいと思います。

○行革課長

いま質問委員言われました行財政改革第2次ですが、その前期実施計画のもととなりますのが、25年の7月に策定いたしております行財政改革の大綱というのがございます。その中に、なぜ今回の新たな行財政改革が必要であったかということを書いておりますので、そこをちょっとご紹介させていただきます。要約して説明させていただきますが、市の主要な財源である市民税につきましては、少子高齢化による人口減などのため今後も減少していくこと、それから地方交付税につきましては、合併の特例措置の終了により加算分が平成28年度から段階的に減額され、平成33年度以降は、平成24年度決算見込みと比較すると、約29億円が減額されると。一方、歳出のほうでは、いま言われましたように扶助費や医療費などの社会保障に対応する部分が増加してまいります。そういう中で、扶助費、医療費など社会保障の増加という部分につきましては、行革のこの大綱を策定する中でも議論になりました

けど、なかなかここについては、行革的な要素というのは難しいと、ふえていくものを減らすというのは市のレベルでは難しいというようなこともあって、それ以外のところでやっぱり行革はしていくべきだろうというような話もございました。そういう中で、ただ、このまま行革を進めないと市が投資的な経費や時代に応じた市民サービスを実施するために使える予算が減少していく。そういうような現状を踏まえると、現在、取り組んでいる行財政改革、これは平成18年合併当初からやっておりました行財政改革でございますが、それから、間を置くことなく、新たな行財政改革に取り組む必要があるというような形で、大綱で記しております。それを受けまして、この実施計画というものを策定しているということでございます。

○川上委員

旧飯塚の場合を言うとですね、行革、何度かやってきたんだけど、1998年にごみ袋有料化したんですよ。で、ごみ清掃にかかわる費用のうちの3分の1はごみ袋販売による収入で充てていくという考え方でしたね。で、この旧飯塚のなぜ行革を取り組むのかという理由書きの中にですね、なかなかお金が大変な中で清掃工場を建て替えをしなければならなかったとか、それから、健康の森公園事業目尾地域振興計画、西部計画ですね。140何億ですね。それから、新飯塚駅前広場自由通路、駅裏のこともありますけど、あのお金20数億ですよ。それから吉原町のアイタウンの開発関係、こうしたことに多額の費用が必要だということで、行革の名のもとに、ごみ袋の有料化を進めて、これについては意見が合わないところがあるかもしれませんが、その他にも福祉が切り捨てられていくということがありました。実はその一方でね、お話をしたことがあると思いますけど、飯塚リサーチパーク49億2100万円ね。全部で投入して売れたのは、その当時1億5千万だったでしょう。で、47億2700万かは税金で全部埋めとったわけですよ。補助0の事業に旧飯塚、思い切って突入しとったわけですよ。で、そのものすごい借金を抱える、負担を抱える中で、この行革ということになっていくんですね。国の押し付け公共事業の話在先ほどしたと思うんですけども、こうした大きな背景を見ながらね、飯塚市の福祉を第一にした行財政改革をどう進めていくのかという考え方で、絶えずここに書いてあることについてはね、見直していかないと決めたから、決めるときには一応、意見を聞いたからということでは済まないのではないかと思いますので、述べておきたいと思います。この質問終わります。

○委員長

次に、5ページ、市有財産の取得、処分等について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

菰田中学校の跡地売却について、市長に要請をして、伝えるという答弁がありました。あれはどうなりましたか。

○管財課長

議員おっしゃった件につきましては、あの後、翼会の理事長のほうに直接伝えまして、そして市の方針というのをお伝えしました。その結果、相手方としても、当然周りの方々、住民の方々ですね、協調してやっていくという、取得した後は自治会長さんのほうにご挨拶にまいるというような回答をいただいております。

○川上委員

わかりました。この質問を終わります。

○委員長

次に、26ページ、未収金対策等について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

未収金対策、どうするのかというのは大きな課題ですよ。それで実は共産党が調べたらですね、飯塚の国民健康保険税というのは、モデル例にもよるけれども、福岡県で一番高いんですよ。で、一方で2013年の数字が、家計収入の数字が毎日新聞に載ってましたね。あれ見

ると低いわけですよ。毎日が、筑豊軒並み低いというようなことを書いてましたね。全体として収入水準の低いと認められる地域で1つのモデルではあるけれども、福岡県で一番高い国民健康保険税となっているんですよ。市長が提案する議会がそれを承認するという形なんですよけど、そのあなた方が選んだ議員さんが上げたんですよというふうによく窓口で言われるわけ。あなたが選んだ市長が提案したんですよという、そのいう面もあるんですよ。で、国民健康保険税の議論をしているわけじゃないけれども、国がきちんとした補助率を元に戻すとすれば、改善ができるはずだし、市が一般会計からの繰り入れをまともにやればね、こんなに高くなる必要はないんだけど、そのためもあって、滞納がふえているというのがあると思います。それで、生活を脅かすようなね、未収金対策というのが行われていると思うんだけど、給料の全額の差し押さえとかいうのは、どう考えますか。振り込まれた給料を全額差し押さえるというやり方。

○税務課長

今ご指摘の件につきましては、まず給与自体を差し押さえる場合については、法的な金額が決まっておりますので、経費を引いた残りにおいて差し押さえております。ただ預金を差し押さえる場合がございしますが、そのときに、たまたま給与全額等にあたる場合があるんですけど、これは、きちっと申し入れに基づいてお返しをしております。

○川上委員

なぜ返すんですか。自分が全額差し押さえた預金通帳。給料が振り込まれているでしょう。それを全額差し押さえてしまうわけでしょう。なぜ返すんですか。

○税務課長

納税者の生活を逼迫することになりますので、それに当たらない範囲をいただいて、残りについてお返しするようにしております。

○川上委員

児童扶養手当が振り込まれた預金通帳を差し押さえたことありますね、全部。

○税務課長

過去においては、預金を差し押さえたときに、たまたま児童扶養手当が入っていたということがあったんですけど、現時点においては、扶養手当が支給される日における該当者の預金は差し押さえしないようにしております。後日、数日経ってからは、預金を差し押さえることがございますが、振り込み日、当日において差し押さえるようなことは、現在は行っておりません。

○川上委員

失業給付金も押さえたことがありますね。

○税務課長

失業給付金を狙ったわけではないんですけど、給料等を見つけた場合については、差し押さえた中に、そういう金額が含まれていることもあります。

○川上委員

それで、その給料の話は後でしますが、児童扶養手当並びにその失業給付金は、それぞれの法によって差し押さえ禁止財産ということになっている訳ですよ。通常、今の時代は振り込みですから、振り込まれたら預金だから、差し押さえていいという居直りというのがね、日本全国でいま流行っているんです。でも飯塚市はそんなことしないでしょ。そういう言い方もしないですよ、昔やってたけど。だからね、それを確認したいと思うんだけど、間違っただけで差し押さえたなら、引いて返すというのはおかしいでしょう。間違っただけで差し押さえたなら、全額お詫びして返すと、これは法違反だから。そのようにしてもらえますか。

○税務課長

税務課で差し押さえる場合については、いま言われた児童扶養手当等の専用通帳になって

いる場合については、確認できた場合には、差し押さえを行っておりません。ただ、ほかの収入等が入ってくる通帳と一緒にの場合についてはわかりませんので、ただ、児童扶養手当等をもってある方については確認できますので、支給日の差し押さえについては行っておりません。ただ、後日差し押さえたときに扶養手当等が入っている場合については、全額お返ししております。全額と言うか、滞納者の方とお話をさせていただいて、いくらか納めていただけませんかというお願いをしております。

○川上委員

その法の精神にも劣る、上品に言ってもね、法の精神には反している行為だから、一旦、全額返すと、そのうえで話をするならしてもいいけど、法に反する逸脱した行為をしないというのが一番だし、もし間違ってしまったと言うんだったら、全額返して、それで一遍お詫びするというふうにしたほうがいいと思うんですよね。それから給料についても、事業者のところでは差し押さえするというルールがあるけれども、留保すべき金額、相当あるでしょう。扶養があればかなり、扶養が2人くらいあったら、もうそんな給料をもらっている人は少ないですよ。だから差し押さえも少なくなりますね。だから、税務課は苦勞すると思うんだけど、たまたま給料が入っていたのを全額差し押さえしてしまったという場合でもね、生きていくと言うことと同じだから、そういうことはやっぱり許されないと思うからですね、やっぱりこの場合でも全額返すというのをしたうえで、納税の相談をするというふうになりませんか。給料を振り込まれたやつについても。

○税務課長

基本的には、いま委員が言われたとおりだと思っています。ただ、税務課としても黙って差し押さえをしている訳ではありません。未納になった場合には、督促状、それから催告、それから差し押さえ警告まで出しておりますが、何のお答えもいただけないという場合に限っては、最終的に財産調査をして、財産が見つければ差し押さえを行うというような流れでやっております。その中でいま言われましたように、たまたま給与等が全額差し押さえられた場合については、滞納者のほうから申し出がありますので、そのときについてはお返しし、それと今後の納付計画等についても十分に話をさせていただいて、できるだけ速やかに完納させていただけるようにお話をさせていただいております。

○川上委員

税金についてはですね、国の法律によってさまざまな猶予だとか、ただし書きがありますよね。こういう場合は差し押さえてはいけないとか、押さえても換価してはいけないとか、それから猶予だとか、減免とか、さまざまなものがあるじゃないですか。以前、1度提案したことがあるんだけど、その一覧表をね、職員が持っていますかね。こういう方の場合は、これによって、そういう措置がとれるんじゃないかとかね、法律によって負担を軽減することができるという、そういう法律がいくつもあるんですよ。それをまとめて職員に持ってもらう。このことによって納税者も苦しみが減るし、職員も苦しみが減るんですよ。そういうのをつくったらどうかと、前から提案しているんですけど、窓口にぼんと大きくね、こういう場合は減免できますとか、申請して下さいとか、そういうやつをぼんと貼っておく。あるいは申請用紙があるはずですよ。なければつくらんといかんけど。そういうのをきちんと用意しておいたらどうですか。そういうふうにしていくとね、そのマイナスで未収金対策と思われるかもしれないけど、そこまでするとね、税金払おうかなという納税意識が前進できるんじゃないかというふうに思いますので、要望して、質問を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○坂平委員

ちょっとこれ要望ですけどね、市有財産がありますよね。いま管財課のほうでしている分。

これはほかの所管も市有財産があると思うんですよ。これは総括で、わかるような形というのは、現在とれてあるんですか。

○管財課長

いま委員がおっしゃった件でございます。いま提出させていただいているのは、あくまでも管財課でございますが、各課の所管、今ご質問ありましたが、例えば残地とかいうものにつきましては、各課で所管しておりますので、一括して私のほうでデータは管理できておりません。ただ、各課のほうで所管しておりますので、調べれば、時間をいただければできると思います。

○坂平委員

市長のほうにちょっとお願いをしたいと思うんですけど、これはいま言われるように各課に置いてあるということではなくて、管理はそれぞれ各課で管理をされてあるだろうと思うんですよ。ところが総括で、どこか1カ所の窓口で聞けば全部わかるというような形のものがね、とれば1番いいかなと。そうしないといろんな、例えばの話ですけど、例えばこの土地がほしいとか、この土地はどこの所有物だろうとかいいうときにね、所管をずっと尋ねて回らんとわからん部分があるんですよ。だから、それを1カ所で管理してもらえれば、すぐにわかると思います。

それともう1点は、筆界未定地、これはどのくらいありますか。

○管財課長

まず最初の1点でございますが、管財課で聞いていただければ、所管課、この土地はどの所管課というのは、今の時点でわかるようになっていきます。これにつきましては、訂正させていただきます。

筆界未定地がどれくらいあるのか、これにつきましては、まだ図面をいちいち見ないとわかりません。ですから、一括して管理はできておりません。

○坂平委員

だからね、いま言うような筆界未定地、例えば離道も一緒ですよ。これも飯塚全域にどのくらい、まだ市有財産になっている部分となっていない部分があると思う。このあたりをね、例えばこれを売り払いするというときに慌てて、例えば筆界未定地とか離道があったとかいうときに慌てて、それから予算を計上して測量して、それからの市有財産売り払いの作業に入っていくわけですよ。その時間というのがかなりかかると思うんです。だからそれは前もってできる作業でございますので、事前にそういう作業をね、ぜひやっていただきたいというふうに思います。だからこれは以前からもずっとお話をしてましたけど、まだ実際に実行されてないようでありますので、早急にそれはできますか。

○管財課長

ご指摘のとおり、筆界を決めるためには、相手方との協議とか、測量には結構費用等もかかりますので、一斉にはできないと思いますが、順次進めていかなければならないと考えております。

○坂平委員

筆界未定地をすぐに確定しなさいとかいうことじゃなくて、そういった箇所がまずどのくらいあるか、どういったところにあるのかということ、まず調べることは可能でしょう。

○管財課長

うちの図面データ等を利用してですね、ちょっと時間をいただいて作成していくとこういう形になっていくと思います。

○坂平委員

飯塚市、合併してもう10年経つんですよ。旧4町、旧飯塚、合併後10年経つのに、まだそういったものが全く整理されていないということがおかしいんですよ。時間が要するという事はわかります。だから、どのくらい、例えば今年度中にするとか、概算の目途をある程度報

告をしていただきたいなと思いますけど、どんなふうですか。

○財務部長

本年、固定資産台帳の整備を予定しております。その整理の中で、そういった部分も含めて見ていかないといけないと思っておりますので、ちょっと時間がどの程度かかるかというのは、ちょっとお答えしづらいんですけども、その整備には着手していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○坂平委員

理解はしますがね。いつもこういうふうな質問をすると、時間をください。そして次の質問をするまで答えが出てこないというのが今までのパターンでございます。だから、今回この質問をしていますので、ぜひ早めにね、時間がかかるのはわかります。だからそういったことはね、聞かれてもすぐ答えられるような形のものは、準備をできるだけ早めにやってください。お願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、財務部についての質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

お諮りいたします。所管事務の調査については、調査終了といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務の調査については、調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 59

再 開 15 : 59

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「飯塚市中心市街地活性化の取り組み状況について」報告を求めます。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

飯塚市中心市街地活性化の取り組み状況にきまして、お手元の資料に基づき報告させていただきます。

資料1ページのこれまでの経過及び今後のスケジュール(案)について、お願いいたします。

はじめに、これまでの主な経過について、前回3月13日の委員会報告以降の経過を報告させていただきます。

3月24日には、市議会定例会において「飯塚市健幸プラザ用床」及び「飯塚休日夜間急患センター用床」の財産取得について議決をいただいております。

3月27日には、飯塚市健幸プラザの愛称が、公募により「いいけん広場」に決定されております。

3月31日には、飯塚本町東土地区画整理事業において、第2期解体工事及び第1期造成工事が完了いたしまして、4月1日及び10日の両日に、第1期使用収益開始を行い、18人の

地権者の方に土地の引渡しを行っております。

4月14日には、飯塚本町東地区優良建築物等整備事業によります分譲マンション、オーヴィジョン飯塚本町の分譲が開始されております。

5月25日には、飯塚本町東地区第2期造成工事について契約を終え、今後、現地着工をしてまいります。

なお、資料2ページには、3つの核事業につきましては、過年度からの主な経過と今後の予定を示しております。過年度の経過につきましては、ご参考にしていただければと思います。

今後のスケジュールにつきましても、同じく資料2ページのスケジュール表により説明をさせていただきます。

最上段に平成27年度の5月下旬に現時点と赤で表示しております以降が今後の予定となります。

1段目の吉原町1番地区第一種市街地再開発事業については、建築工事が6月末に完了予定となっております。7月25日にサンメディラック飯塚のグランドオープンの式典が開催される予定となっております。したがって、これまで使用しておりました仮設バス停は当日より廃止となり、新しいバスターミナルでの運用に切り替えられます。

また、8月1日、土曜日より飯塚急患センターの診療を開始する予定となっております。

2段目、ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業につきましては、7月上旬に引渡しを受け、賃貸住宅は7月中旬より入居開始を予定しております。飯塚市健幸プラザにつきましては、開設準備を進めまして10月上旬に供用開始を予定しております。

最下段の飯塚本町東地区整備事業では、現在発注しております造成工事完了後の11月上旬に第2期使用収益を開始し、全ての土地を地権者にお渡しする予定となっております。

以上、簡単でございますが、これまでの経過と今後のスケジュールについて、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

続きまして、工事請負変更契約について、お手元の工事請負変更契約報告書に基づき報告させていただきます。

平成26年度中心市街地活性化推進課所管事業でありました飯塚本町東地区土地区画整理事業造成工事におきまして、現地掘削土を盛土材として流用する計画でございましたが、掘削土による材料試験結果から、流用することが不適と判定されたことから、真砂土による購入土に変更いたしております。また、区画道路のうち商業街区の旧樽屋町通り及び恵比寿通り部分の約400平米については、既存商店街との連続性や新たに再築される商業街区の全体景観との調和を考慮しまして、カラーアスファルト舗装から透水性平板ブロック舗装への変更を行ったものでございます。

原契約金額5671万5120円に対し、変更契約金額は6537万9960円となり、866万4840円の増額となっております。また、工期につきましても平成27年3月20日までの予定が平成27年3月31日までに変更となったものでございます。

なお、舗装の変更につきましては、飯塚本町東地区土地区画整理事業の施行区域内の商業街区権利者で構成されます商業の活性化研究会において、新たな街づくりを推進していく中で、商業者をはじめ生活者や来街者が共感の持てる景観を育み、保持していただくために街並みや建築物等のルールとして、まちなみデザインガイドライン等が作成されております。この中で当地区

につきましては、和モダンを基本とした建物景観との調和を図るため、平成26年11月に研究会から舗装についての要望を受け、今回の変更に至ったものでございます。

以上、報告を終らせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○坂平委員

これだけの額を変更でされていますけど、落札率が非常に低い落札率で受注されてあると思うんですよ。できるだけね、そういった基本的な、いま変更の内容を聞くと、基本的なことなんですよね。工事を発注する前にある程度わかることなんです。まちなか構想も基本的に最初から立っと思ったわけでしょう。この工事を発注した後にね、そういった景観の問題とかいうのはね、もう事前にわかってたことだから、できるだけ低価格で、業者さんに無理のないような、追加の変更を出すような形でやってください、今後は。そうせんと、せっかく事業を、これだけ多くの事業を出してるけど、逆にその地元の業者さんを苦しめるような形のものになってきたら何にもなりませんので、よろしくをお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「アメリカ合衆国サニーベール市との友好交流について」報告を求めます。

○総合政策課長

アメリカ合衆国カリフォルニア州サニーベール市との友好交流につきましては、今月のサニーベール市からの中学生、高校生の本市訪問につきましてご報告いたします。

なお、お手元に両面A4の資料を配らせていただいておりますが、本資料につきましては、に本年2月号の「広報いづか」に掲載いたしましたこれまでの交流経緯、昨年の中学生海外派遣事業の概要等について、参考資料としてお配りしておりますので、ご参照方、よろしくをお願いします。

内容についてでございますが、今回6月18日から6月24日までの7日間、中学生が6名、高校生が2名、教員及びサニーベール姉妹都市協会等の引率者が4名、計12名の方々が本市を訪れる予定となっております。

交流の概要といたしましては、今回受け入れの協力をいただいております伊岐須小学校、庄内小学校、二瀬中学校、庄内中学校、日新館中学校、そして嘉穂高等学校、嘉穂東高等学校、近畿大学附属福岡高等学校の計8校、それぞれへの訪問をはじめ、ホストファミリーとしてご協力の申し出をいただきました10のご家庭へのホームステイを実施することといたしております。

また、来飯されます初日の18日には、午後5時30分より伊岐須小学校ランチルームにおきまして、本市主催の歓迎レセプションを開催することといたしております。来賓として、本市市議会の正副議長にご出席いただきたいと思いますと考えております。

歓迎レセプションには、教育委員会において、本年8月に実施いたします海外派遣研修で、サニーベール市を訪れる予定の中学生20名をはじめ、今回、サニーベール市の中高生を受け入れていただく10のホストファミリーの皆様にもご出席願いまして、互いに交流を深めていただきたいと思いますと考えております。

また、本年度の中学生海外派遣事業は、飯塚市より中学生20名を8月19日から8月27日までの9日間、昨年同様、サニーベール市におきまして、現地の中学校への訪問やホームステイなどを通じまして、交流を図ることとしております。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成27年度 身体障がい者を対象とする職員採用試験について」報告を求めます。

○人事課長

平成27年度の身体障がい者を対象といたします飯塚市職員採用試験、平成27年10月1日採用の実施につきまして、報告をさせていただきます。

お配りしております資料をご覧くださいと思います。「試験区分」に記載しておりますとおり、今回の採用試験は行政事務の身体障がい者を対象といたします試験を実施するものであり、平成27年10月1日付の採用を予定しております。

障がい者の雇用につきましては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合以上、いわゆる法定雇用率以上の障がい者を雇うことが義務付けられておりますけれども、毎年6月1日時点における雇用状況を報告しているところでございますが、平成26年度の報告におきまして、本市の雇用状況が地方公共団体の法定雇用率であります2.3%を下回り、1名の不足が出る結果となっております。退職等により障がい者の法定雇用率が下回ることに対応するため、平成24年度の採用試験以降、毎年身体障がい者を対象とした採用試験を実施しているところではありますが、最終合格者がいなかったことで不足が生じたものでございます。

この1名の不足が生じたことに伴いまして、福岡労働局に平成27年1月1日から平成27年12月31日を計画期間とする採用計画書を提出し、今年中の対応を行う必要が生じたことから、平成27年10月1日採用による採用試験を実施することを決定したものでございます。採用予定人数につきましては、資料の「採用予定数」にありますとおり、昨年採用予定数と同じ2名以内としております。

次の「受験資格」であります。受験年齢につきましては、少しでも多くの方に受験をしていただくために、昨年度は18歳から28歳としておりましたが、今回は上限を35歳まで引き上げております。また、10月1日採用ということになりますので、現役高校生につきましては受験できないこととしております。

次の「身体障がい者の条件」といたしまして、身体障害者福祉法第15条に規定されております。身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの人で、資料に記載しておりますとおり①、②の要件を満たすことを要件としております。

今後のスケジュールといたしましては、6月1日より試験案内等を本庁人事課において配付いたしますとともに、ホームページからダウンロードできるように対応しております。申込期間は6月26日までで、第1次試験を7月26日に、第2次試験を8月下旬頃に実施いたします。最終合格者の決定を9月上旬に行い、10月1日採用というふうな予定にしているところでございます。

以上、簡単でございますが、報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車交通事故の状況について」報告を求めます。

○管財課長

公用車の事故の状況についてご報告いたします。

配付させていただいております「年度・区分別公用車事故集計表」によりご報告させていた

だきます。1番上の「事故発生件数」の欄をお願いします。過去3年間の公用車事故の状況につきましては、平成24年度27件、25年度32件、26年度31件の事故が発生しており、26年度は前年度より1件減少しております。

その下の欄の「区分別件数」の欄には事故の内容を記載しております。1つの事故で複数の内容の事故が発生した場合がありますので、それぞれ事故の区分に応じて重複して記載しております。平成26年度の事故の内容としましては、自損事故が最も多く17件発生しております。また、原因不明事故は8件発生し、前年より2件増加しております。対物事故は3件発生しております。対人事故は発生しておりません。

26年度の事故の発生原因の大部分が、運転者が安全確認を怠ったことや、単純な運転操作ミスにより引き起こされたものが多く、運転者が安全運転を意識し、また同乗者が同様な心構えで運転者の補助をしていたならば防ぐことができた事故も多かったことから、事故を起こした課には、速やかにその事故についての原因確認や防止対策について、当事者のみでなく、職場全体での安全運転についての取り組みについて強く指導いたしました。

また、飯塚市職員安全運転管理規程に基づき、安全運転の啓発や各種研修などを行っておりますが、平成26年度からは、新規採用職員を対象にした交通安全実技研修にも取り組みました。

本年度は、市役所職員の事故の特徴を組み込んだ研修、再発防止のみならず未然防止にも踏み込んだ交通安全研修を実施いたします。

また、公用車事故の状況、事故を起こした職員の所属課などを逐次庁内掲示板で報告する等、全職員に対し強く注意、指導を行います。加えて、各課に配置しております安全運転推進員へ3カ月毎の事故状況を提示し、朝礼や職場研修において安全運転についての注意喚起を行います。

最後に、公用車の運転につきましては、交通法規の遵守を徹底し、「交通法規を守る公務員としての運転」をモットーに、各職員が今一度基本に立ち返って安全運転を心がけるよう指導を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして総務委員会を閉会いたします。長時間、大変お疲れさまでした。